

(案)

久喜市下水道事業 中期経営計画(経営戦略)

平成 30 年度～令和 9 年度

平成 30 年 6 月 策定

令和 5 年 3 月 改定



目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 趣旨.....	1
(1) 下水道事業中期経営計画（経営戦略）の策定（平成30年6月）.....	1
(2) 下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定（令和5年3月）.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画期間.....	4
4 計画の対象.....	4
第2章 現状と課題	5
1 本市における生活排水処理.....	5
(1) 生活排水処理の種類.....	5
(2) 下水道事業の概要.....	6
2 公共下水道事業の現状と課題.....	8
(1) 現状.....	8
(2) 課題.....	8
3 農業集落排水事業の現状と課題.....	15
(1) 現状.....	15
(2) 課題.....	15
4 組織の現状と課題.....	22
(1) 現状.....	22
(2) 課題.....	22
第3章 本市の下水道事業が目指す将来像（ビジョン）	23
1 公共下水道事業及び農業集落排水事業の将来像（ビジョン）.....	23
第4章 経営の基本方針	24
1 基本方針.....	24
第5章 事業計画（主な取組）	25
1 水循環.....	25
(1) 未整備地域の解消、水洗化率の向上.....	25
(2) 浸水対策による豪雨対応.....	26
2 施設の持続.....	27
(1) 合流式下水道の改善.....	27
(2) 管渠の更新.....	27
(3) ポンプ場の改築.....	28
(4) 農業集落排水事業の最適化.....	29
3 経営の持続.....	30
(1) 民間活用（PPP）の範囲拡大.....	30
(2) 流域下水道維持管理負担金の単価格差の解消.....	31
(3) 段階的な使用料の適正化.....	32
(4) 持続的な組織への再構築.....	33
(5) 経営の透明性向上.....	34
(6) 温室効果ガスの排出抑制.....	35
第6章 投資・財政計画	36
1 公共下水道事業.....	36
(1) 投資の考え方.....	36

(2) 財源の考え方.....	40
(3) 投資以外の経費の考え方.....	42
(4) 収支均衡の方向性.....	42
2 農業集落排水事業.....	43
(1) 投資の考え方.....	43
(2) 財源の考え方.....	44
(3) 投資以外の経費の考え方.....	46
(4) 収支均衡の方向性.....	46
3 投資・財政計画.....	47
(1) 公共下水道事業.....	47
(2) 農業集落排水事業.....	49
第7章 計画の事後検証・更新等.....	53
1 進捗管理.....	53
(1) 各年度の進捗確認・進捗状況の公表.....	53
(2) 策定.....	53
用語解説.....	54
(1) 下水道全般.....	54
(2) 会計関連.....	55
(3) その他.....	56

第 1 章 計画策定の趣旨

1 趣旨

(1) 下水道事業中期経営計画（経営戦略）の策定（平成 30 年 6 月）

下水道は、公衆衛生の向上や都市の健全な発達に寄与し、公共用水域や農業用水の水質保全に資するため、欠かすことのできない公共性・公益性の高い重要な都市基盤施設です。

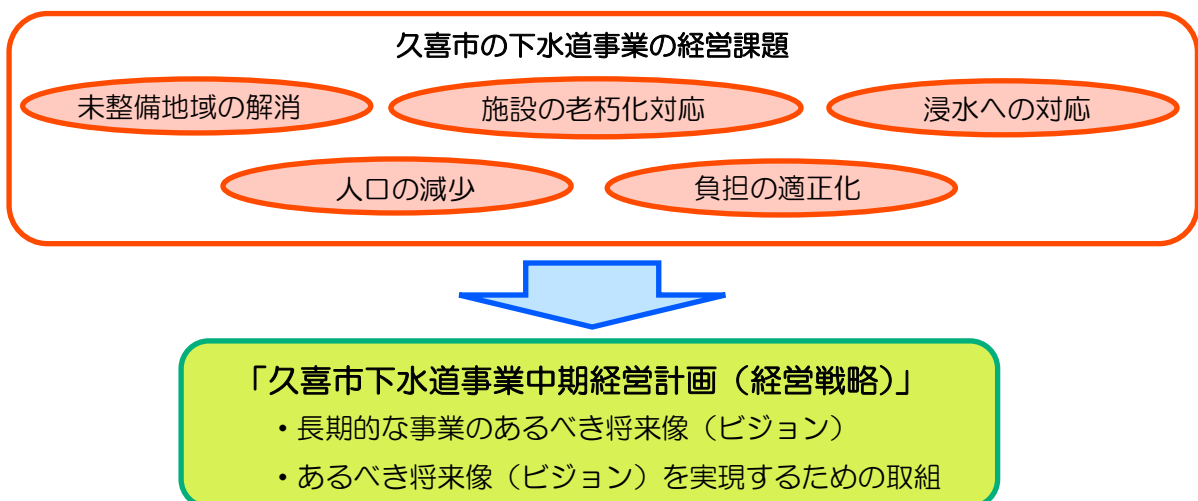
久喜市（以下、「本市」という。）において実施している下水道事業のうち、公共下水道事業は、平成 28 年度末の事業計画区域面積に対する整備率が 83.7%となっており、未整備地域の解消を図る必要がある一方で、昭和 27 年度の事業開始から 66 年が経過しています。また、農業集落排水事業は、当初予定していた整備は全て完了しているものの、昭和 62 年度の事業開始から 31 年が経過しています。このことから、今後、公共下水道事業における未整備地域の解消のための建設費用に加えて、各事業の施設の老朽化に伴う大規模な更新費用が見込まれます。

また、近年は、異常気象の常態化により、床上浸水など雨による被害が本市においても発生していますが、対応には、「人（技術力）」「物（サービス）」「金（資金）」「情報（コミュニケーション）」に加えて、多くの時間を必要とします。

さらに、少子高齢化に伴う人口減少により、使用料収入の減少が見込まれるなど、下水道事業の経営にとっては、大変厳しい状況が予想されます。

このような状況下において、経営環境の変化に対応し、持続的、安定的に下水道の役割を果たしていくため、これからの公共下水道事業及び農業集落排水事業のあるべき将来像（ビジョン）とそれを実現するための取組を明らかにするものとして「久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

図 1-1 久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の策定趣旨



(2) 下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定（令和5年3月）

公共下水道事業では、事業計画区域面積に対する整備率が平成30年度末の84.8%から令和3年度末の85.9%と1.1ポイント増加したものの、100%を達成しておらず、依然として未整備地域の解消を図る必要があります。また、公共下水道事業においては事業開始から70年、農業集落排水事業においては35年が経過しており、資産の老朽化が進んでいます。

このことから、本計画の策定時と同様に今後においても、公共下水道事業における未整備地域の解消のための建設費用に加えて、各事業の施設の老朽化に伴う大規模な更新費用が必要となります。

本計画の策定から約5年を経過した令和4年度をもって前期計画期間が終了することから、「計画（P）-実行（D）-評価（C）-改善（A）」のサイクルに基づき、目標達成状況の検証を行いました。

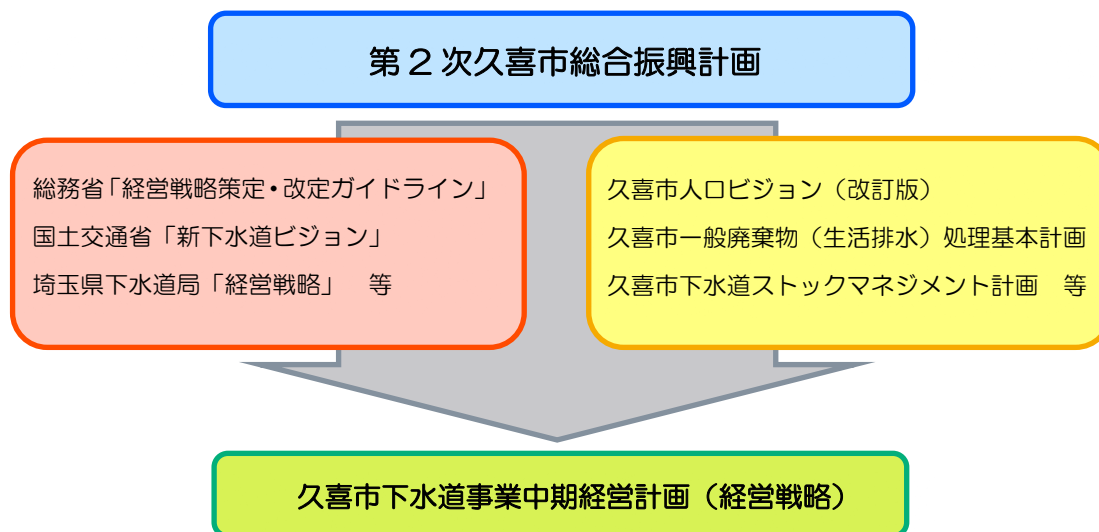
また、本計画の策定時には想定できなかった事態として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、ウクライナ情勢及び円安の影響に伴う物価上昇などがあり、下水道事業の経営にとっては、更に厳しい状況が見込まれます。

社会情勢の変化等に的確に対応し、今後も持続的かつ安定的に下水道の役割を果たすため、本計画を一部改定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第2次久喜市総合振興計画」を上位計画とし、その趣旨を踏まえて策定しました。また、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月）」により要請されている中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定及び「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月）により要請されている「計画の見直し」にも対応したものです。さらに、国や埼玉県及び本市の関連計画の考え方や方針等も参照しています。

図1-2 計画の位置づけ



また、本市では、「久喜市 SDGs 取組方針」を令和3年7月に策定し、全庁をあげてSDGsの達成に寄与する取組を推進しています。

下水道に関連する主な内容としては、持続可能な開発目標の6に「安全な水とトイレを世界中に」が掲げられ、そのための達成基準の一つとして「2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する」が挙げられています。

このため、本計画では、衛生的で快適なまちづくりを目指し、“公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全”への取組等を推進するなど、SDGsの達成に向けた各種施策を推進していきます。

図1-3 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標



出典：国連広報センターウェブサイト

3 計画期間

本計画は、中長期的な視野に立った経営の基本計画とするため、平成 30 年度から令和 9 年度の 10 年間としています。

4 計画の対象

本市では、生活排水処理対策として、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業を実施していますが、本計画においては、下水道事業として実施している「公共下水道事業」及び「農業集落排水事業」を対象に策定しています。

第2章 現状と課題

1 本市における生活排水処理

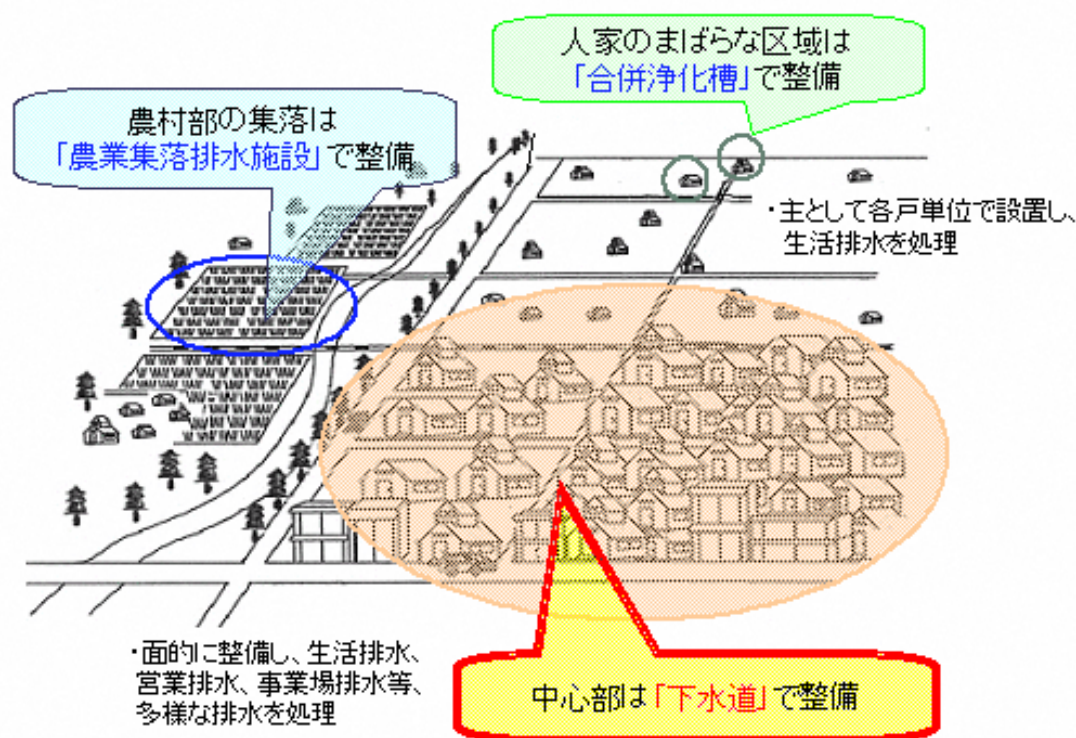
(1) 生活排水処理の種類

本市では、公共下水道事業として、古利根川流域関連久喜公共下水道事業¹を市街化区域及び市街化調整区域の一部で実施しています。

また、公共下水道事業を実施していない市街化調整区域の一部では、農業集落排水事業を実施しています。

これらの下水道事業の他に、浄化槽設置整備事業として、公共下水道の事業計画区域外において、単独処理浄化槽²または汲み取り便槽から合併処理浄化槽³への転換を行う場合に浄化槽設置整備事業補助金の交付を実施しています。

図2-1 主な生活排水処理方法のイメージ図



出典：国土交通省ホームページ

¹ 本市の公共下水道事業の正式名称。本市の公共下水道は排水のみを行っており、処理は埼玉県流域下水道事業の古利根川水循環センターで行われています。

² し尿のみを処理するための設備。

³ し尿及び生活雑排水を処理するための設備。

(2) 下水道事業の概要

本市の公共下水道事業の事業計画区域面積は 2,227.6ha、令和 3 年度末の処理区域面積が 1,913.7ha、事業計画区域面積に対する整備率は 85.9%となっています。

農業集落排水事業は、令和 3 年度末の処理区域面積が 1,636.3ha、事業計画区域面積に対する整備率は 100.0%となっています。

表 2-1 下水道事業の概要（令和 3 年度）

項 目		公共下水道事業	農業集落排水事業
行政区域面積		8,241.0 ha	8,241.0 ha
全体計画区域面積	a	3,643.2 ha	1,636.3 ha
事業計画区域面積	b	2,227.6 ha	1,636.3 ha
処理区域面積	c	1,913.7 ha	1,636.3 ha
整備率	c/b	85.9 %	100.0 %
行政区域内人口	d	151,203 人	151,203 人
処理区域内人口	e	105,683 人	10,127 人
普及率	e/d	69.9 %	6.7 %
普及率※1	e/d	76.6 %	76.6 %
水洗化人口	f	98,814 人	9,065 人
水洗化率	f/e	93.5 %	89.5 %
年間総処理水量※2	g	15,229,620 m ³	1,069,506 m ³
汚水処理水量	h	14,963,793 m ³	1,069,506 m ³
有収水量※3	i	11,994,121 m ³	1,069,506 m ³
有収率	i/h	80.2 %	100.0 %
使用料収入	j	1,300,006 千円	144,665 千円
使用料単価	k= j / i	108.4 円/m ³	135.3 円/m ³
汚水処理原価※4	l	150.0 円/m ³	217.4 円/m ³
経費回収率※5	k/l	72.3 %	62.2 %

※1 公共下水道事業と農業集落排水事業の合算値。

※2 汚水に加えて雨水や地下水の浸入などの不明水を含めた処理水量。

※3 水道水や井戸水のメーター等により計量された使用料算定の対象となる水量。

※4 汚水 1 m³を処理するのに要した費用。汚水処理原価＝汚水処理経費／有収水量。

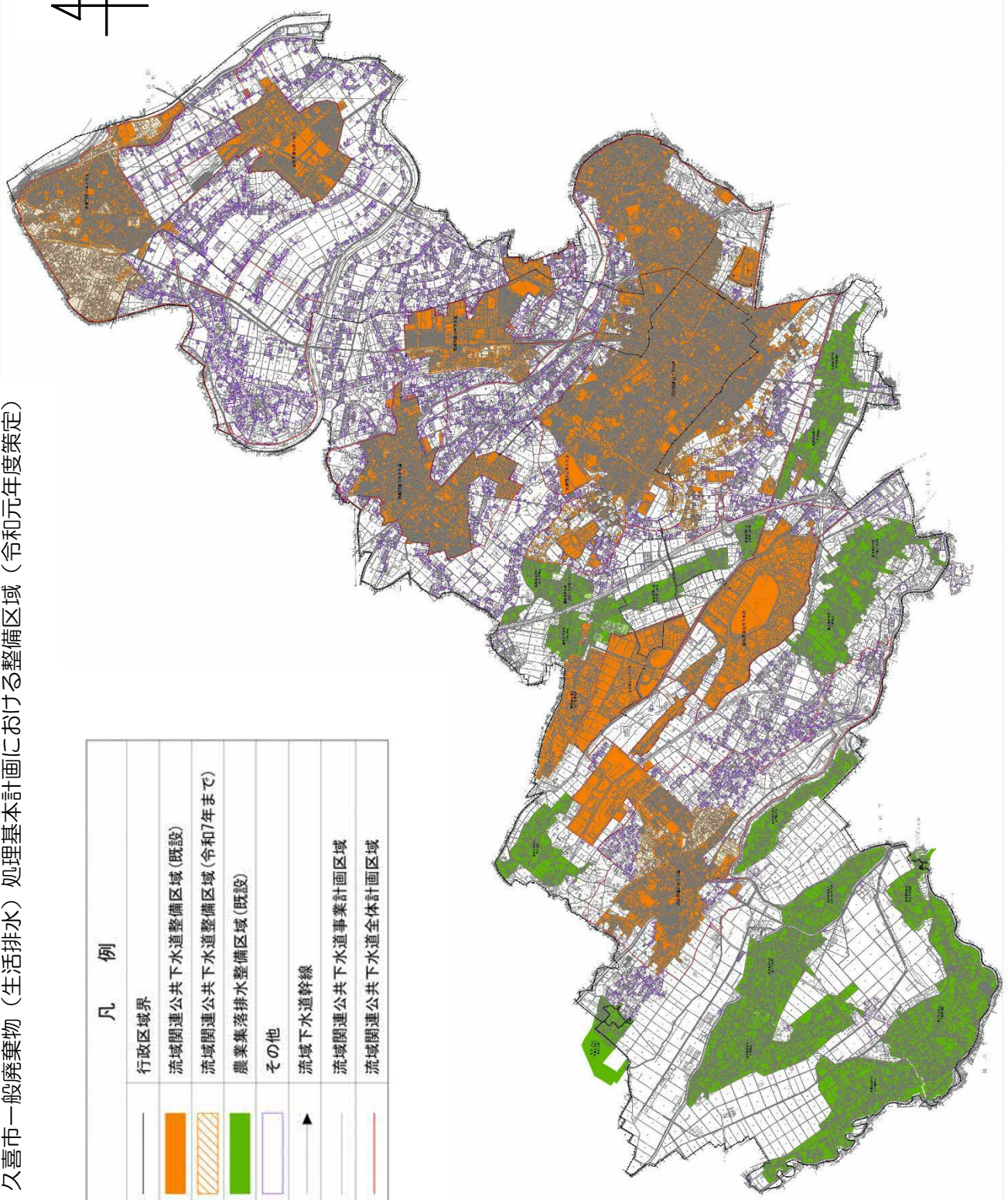
※5 汚水の処理費用を使用料収入でどれだけ賄えているかを示す指標。

※6 農業集落排水事業は、人数制の使用料体系となっているため、年間総処理水量、汚水処理水量、有収水量は同数となっています。

図2-2 久喜市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画における整備区域（令和元年度策定）

4

凡 例	
	行政区境界
	流域関連公共下水道整備区域(既設)
	流域関連公共下水道整備区域(令和7年まで)
	農業集落排水整備区域(既設)
	その他
	流域下水道幹線
	流域関連公共下水道事業計画区域
	流域関連公共下水道全体計画区域



2 公共下水道事業の現状と課題

(1) 現状

本市の公共下水道事業は、久喜地区で昭和 27 年度に単独公共下水道に着手し、その後、昭和 52 年度からは古利根川流域関連公共下水道として事業を推進してきました。菖蒲地区、栗橋地区及び鷲宮地区では、同じく昭和 52 年度から古利根川流域関連公共下水道として事業を推進してきました。

事業計画区域面積 2,227.6ha のうち、令和 3 年度末の整備済み面積は 1,913.7ha で、合流管渠⁴約 35km、污水管渠^{かんきょ}約 391km、雨水管渠^{かんきょ}約 20km、污水ポンプ場 6 箇所、雨水ポンプ場 5 箇所、調整池 8 箇所などの施設を所有しています。なお、流域関連公共下水道のため、汚水を浄化するための処理場の所有はなく、本市から排出される汚水は、埼玉県の古利根川水循環センターにおいて処理されています。

また、平成 25 年度には、合併前の旧市町で異なっていた使用料を統一し、平成 29 年度からは地方公営企業法の財務規定等の適用を行いました。

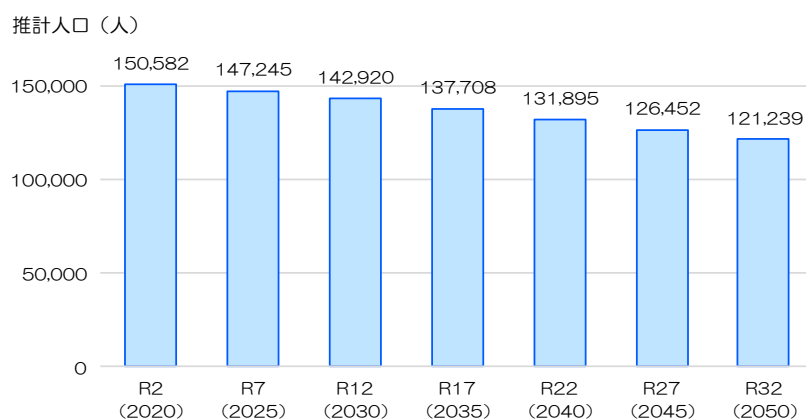
(2) 課題

①人口及び有収水量の減少

1 市 3 町（久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町）の合併により誕生した新市の平成 22 年 4 月 1 日時点の行政人口は、157,007 人でしたが、令和 4 年 4 月 1 日時点では、151,203 人まで減少しています。

本市が目指すべき人口を推計した「久喜市人口ビジョン（改訂版）」では、行政人口は今後も減少傾向が続くと予測されており、公共下水道事業への影響が予想されます。

図 2-3 久喜市人口ビジョン（改訂版）における目指すべき人口



※以降、図中では年号を略称表記（昭和を S、平成を H、令和を R）しています。

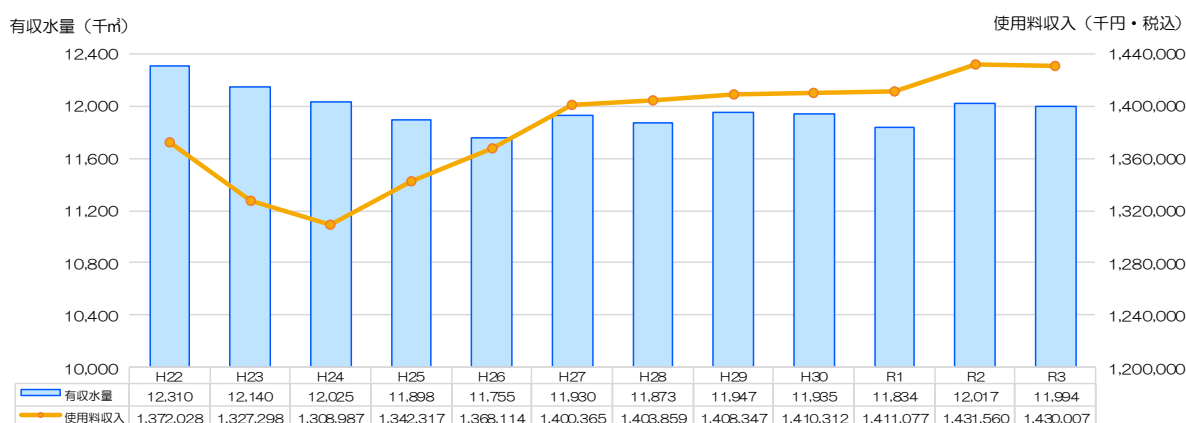
⁴ 家庭等から排出される汚水などを流す下水道管のことで、本市には、汚水と雨水を流すための合流管、汚水のみを流す污水管、雨水のみを流す雨水管があります。

下水道使用料算定の対象となる水量である有収水量は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために発出された緊急事態宣言等に伴う外出自粛や北中曽根地区農業集落排水処理区の公共下水道への接続に伴い一時的に増加しているものの、人口減少などにより減少傾向にあります。

使用料収入は、消費税率の引き上げに伴い、増加している年度はあるものの、有収水量が減少傾向であることから、同様に減少傾向と予測されます。

なお、平成 29 年度に地方公営企業法の財務規定等を適用したため、平成 28 年度決算において打切決算を実施しましたが、本計画では、例年と同様に決算を実施した場合の数値としています。また、地方公営企業法適用前の使用料収入は実際の収入金額で、適用後は、債権の確定した金額（調定金額）となっています。

図 2-4 有収水量及び使用料収入



なお、現在の使用料体系は、基本料金と超過料金で構成される従量制としており、1 か月に 20 m³使用した場合、1,700 円（税抜）となっています。

総務省の通知では、下水道事業の最低限の経営努力として、汚水を 1 か月に 20 m³使用した場合、3,000 円の使用料を徴収することが必要とされています。

このことから、適切な使用料への見直しを実施する必要があります。

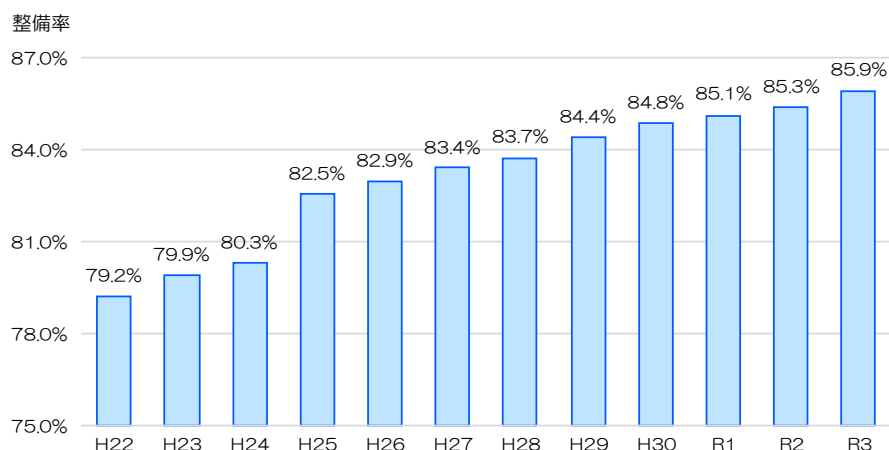
表 2-2 使用料金表（月額）

種 別	汚 水 ・ 排 出 量 別		金額（税抜）
一般汚水	基本料金	10 m ³ まで	800円
	超過料金 1 m ³ につき	10 m ³ を超え 30 m ³ までの分	90円
		30 m ³ を超え 50 m ³ までの分	110円
		50 m ³ を超え 200 m ³ までの分	120円
		200 m ³ を超え 1,000 m ³ までの分	150円
		1,000 m ³ を超える分	180円

②未整備地域の解消

事業計画区域面積に対する処理区域面積を示す整備率（汚水）は、令和3年度末には85.9%まで上昇しましたが、依然として未整備となっている地域があります。“公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全”を実現するためには、早急に未整備となっている地域の解消に取り組む必要があります。

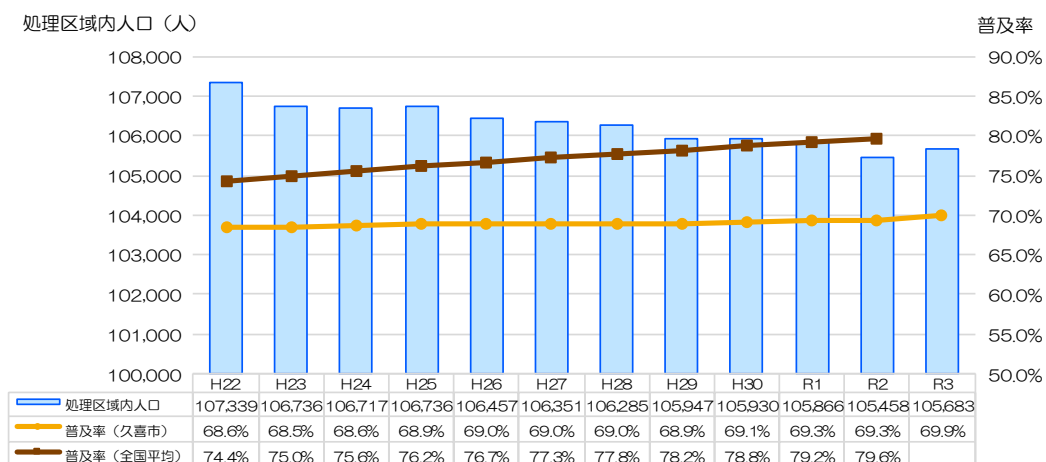
図2-5 整備率（汚水）



公共下水道に接続可能な人口を示す処理区域内人口は、令和3年度に北中曽根地区農業集落排水処理区の公共下水道への接続に伴い一時的に増加しているものの、行政区域内人口の減少により、減少傾向にあります。

また、行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合を示す普及率は、未整備地域内の整備を進めているものの、処理区域内人口の減少により、今後も横ばい若しくは微増が続くと予想されます。

図2-6 処理区域内人口及び普及率



出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」

③ 浸水への対応

本市における雨水排水施設の整備率は、令和3年度末で62.7%という低い状況にあります。浸水被害解消のためには、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大や局地的集中豪雨等への対応が必要であることから、埼玉県と久喜市が連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるように、事業間の調整を行うことを目的として、久喜市河川・下水道事業調整協議会を平成30年度に設置しました。今後も、当協議会や関係機関との連携を図りながら、浸水への対応を着実に取り組む必要があります。

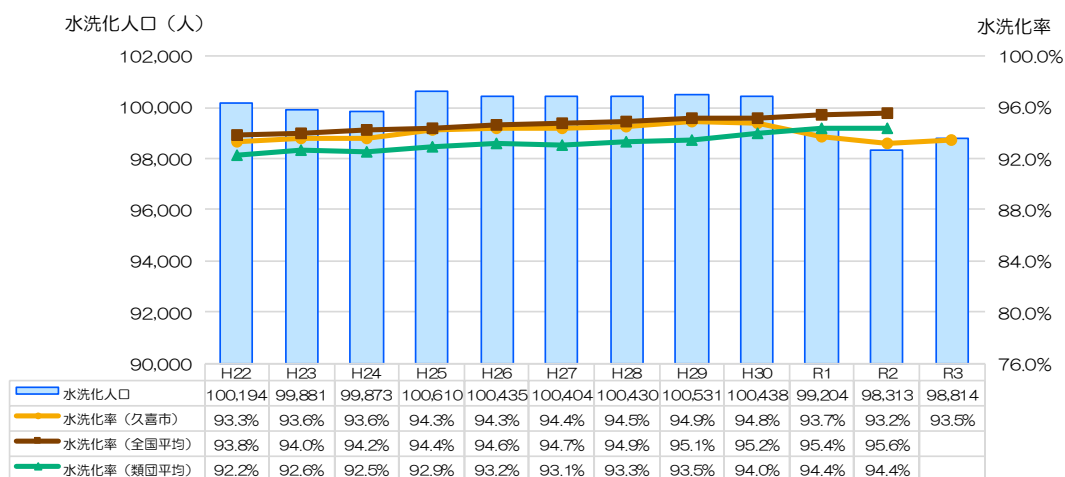
④ 未接続世帯への接続促進

“公衆衛生の向上、公共水域の水質保全”には、公共下水道が整備されている区域内にお住まいの方に、整備した管渠へ接続していただく必要があります。

このことから、未接続地域や世帯の現状把握に努めるとともに、平成30年度から未接続世帯への戸別訪問や、広報紙等を活用した周知による接続促進を続けておりますが、引き続き、接続世帯の増加や水洗化率の向上を図る必要があります。

なお、公共下水道に接続している人口を示す水洗化人口は、令和3年度に北中曽根地区農業集落排水処理区の公共下水道への接続に伴い一時的に増加しているものの、処理区域内人口の減少により、減少傾向にあります。

図2-7 水洗化人口及び水洗化率



出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」

⑤ポンプ場の老朽化への対応

ポンプ場に設置されている設備の耐用年数⁵は、その種類・構造により15～20年とされています。本市には、供用開始後20年以上が経過したポンプ場が多く、施設の老朽化が進んでいることから、経年劣化による機能不全が懸念されています。そのため、平成30年度には久喜市下水道ストックマネジメント計画を策定し、下水道施設全体を対象としたリスク評価等に基づく修繕・改築計画の取りまとめを行いました。

今後は、この計画に基づき、施設の延命化を進めるとともに、順次、浸水対策及び耐震化に係る計画を策定し、事故の未然防止を図るための改修工事や設備の更新を行う必要があります。

表2-3 ポンプ場の老朽化と対応等の状況

ポンプ場名		供用開始年度	経過年数 ※1	老朽化対応等の進捗状況
1	道合雨水ポンプ場	昭和47年度	50年	平成21年度 改修工事が完了し、耐震補強済 今後の老朽化に注視し、対応策を検討
2	吉羽雨水ポンプ場	昭和49年度	48年	平成28年度～令和2年度の5か年で改修工事を実施
3	青葉中継ポンプ場	昭和49年度	48年	平成13年度 改修工事が完了し、耐震補強済 今後の老朽化に注視し、対応策を検討
4	久喜菖蒲工業団地雨水ポンプ場	昭和54年度	43年	計画期間中に、浸水対策及び耐震調査を実施し、改修工事を検討予定
5	清久工業団地雨水ポンプ場	昭和56年度	41年	計画期間中に、浸水対策及び耐震調査を実施し、改修工事を検討予定
6	桜田雨水ポンプ場	昭和56年度	41年	令和4年度～令和6年度の3か年で改修工事を実施予定
7	北中継ポンプ場	昭和58年度	39年	平成29年度～令和2年度の4か年で改修工事を実施
8	下新井中継ポンプ場	平成2年度	32年	令和5年度～令和7年度の3か年で改修工事を実施
9	吉羽中継ポンプ場	平成7年度	27年	計画期間中に、浸水対策及び耐震調査を実施し、改修工事を検討予定
10	上内中継ポンプ場	平成9年度	25年	計画期間中に、浸水対策及び耐震調査を実施し、改修工事を検討予定
11	西大輪中継ポンプ場	平成20年度	14年	耐用年数を経過していないため、今後の老朽化に注視し、対応策を検討

※1 経過年数は令和4年度末時点

⑥管渠の更新への対応

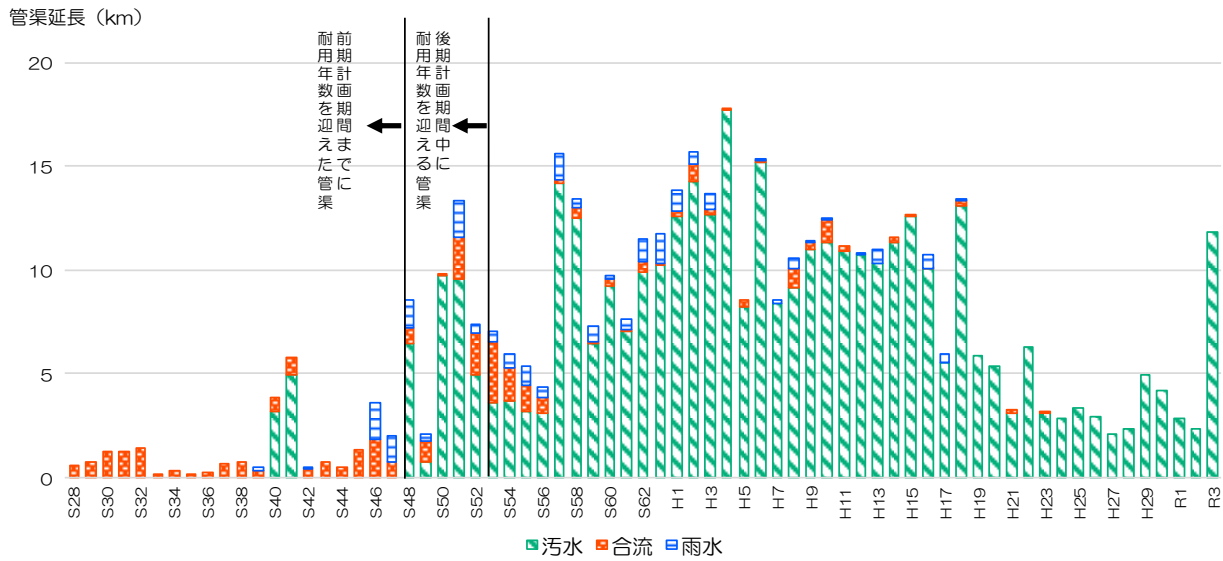
管渠の耐用年数は50年とされています。本市には、汚水と雨水を一緒に排水する合流管渠、汚水のみを排水する汚水管渠及び雨水のみを排水する雨水管渠があり、令和3年度末で整備済みの管渠延長は、約446kmに達しています。

このうち、合流管渠は約35kmとなっており、前期計画期間までに耐用年数を経過した管渠延長は約14kmで、後期計画期間中に更に約6kmが耐用年数を経過します。このため、合流管渠の更新が必要となりますが、合流管渠により排水された雨水は、汚水と一緒に浄化処理され、その処理費用が事業経営の負担となっていることから、耐用年数の経過した合流管渠の更新時には、分流化を図るための抜本的な改善が必要です。

また、管渠を起因とする道路陥没等による事故の未然防止と必要な排水能力を確保するため、久喜市下水道ストックマネジメント計画により管渠の健全度を的確に把握するとともに、カメラ調査・点検等により、優先度や緊急度に応じて、管渠の更生や古い管渠を新しい管渠へ計画的に取り替えていく必要もあります。

⁵ 地方公営企業法施行規則別表第2などに基づき、整理した年数。

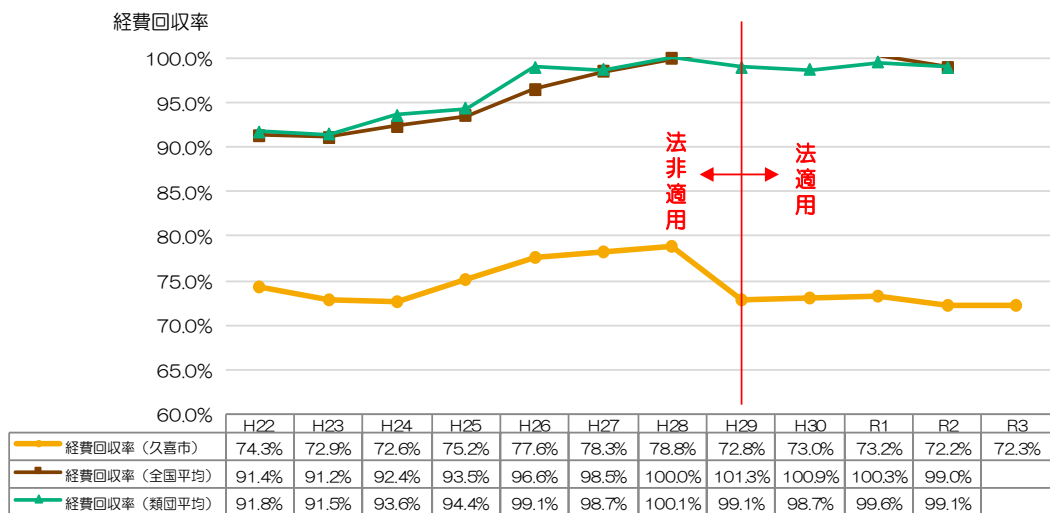
図2-8 年度別の管渠整備延長



⑦汚水処理費用に対する財源の確保

令和3年度における公共下水道事業の経費回収率（汚水処理費用に対する使用料収入の割合）は72.3%となっています。公営企業経営の原則である独立採算（経費回収率100%）が実現できていないとともに、近年の全国平均及び類似団体平均との比較においても大きく下回っています。

図2-9 経費回収率



出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」

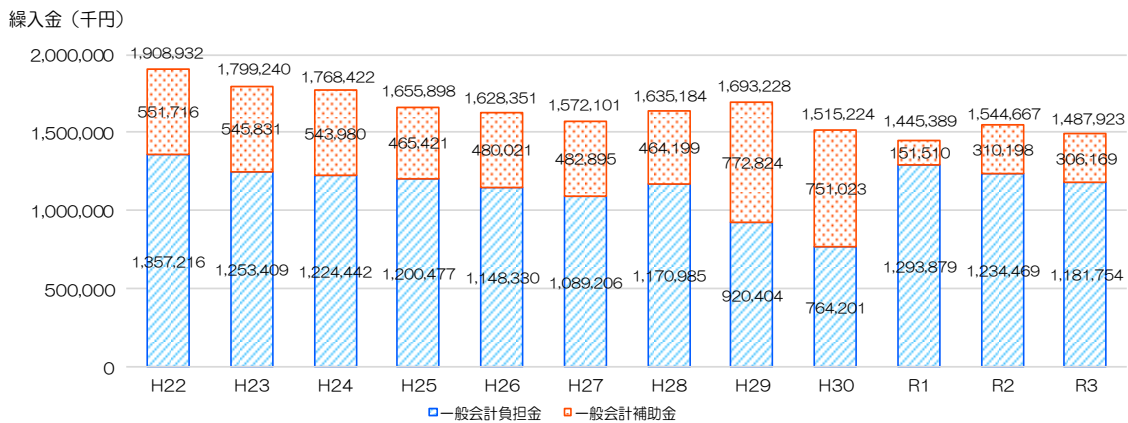
公共下水道事業において、雨水の処理費用については、公費（税収入）で賄い、汚水の処理費用は、使用料で賄うという「雨水公費・汚水私費」の原則があります。

しかし、本市の場合は、汚水の処理費用を使用料収入のみで賄うことができていないため、一般会計から不足する財源分を繰り入れて事業の運営を行っています。

一般会計からの繰入金は、一般会計で負担すべき費用に充てる「一般会計負担金」と、歳入不足に対する赤字補てんとされる「一般会計補助金」に分かれており、本市の場合、1年あたり過去12か年の平均で、約16億4千万円を繰り入れており、独立採算を目標に繰入金を削減する必要があります。

なお、平成29年度の地方公営企業法の適用前については、一般会計からの繰入金のうち、「一般会計負担金」を「基準内繰入金」、「一般会計補助金」を「基準外繰入金」として整理しています。

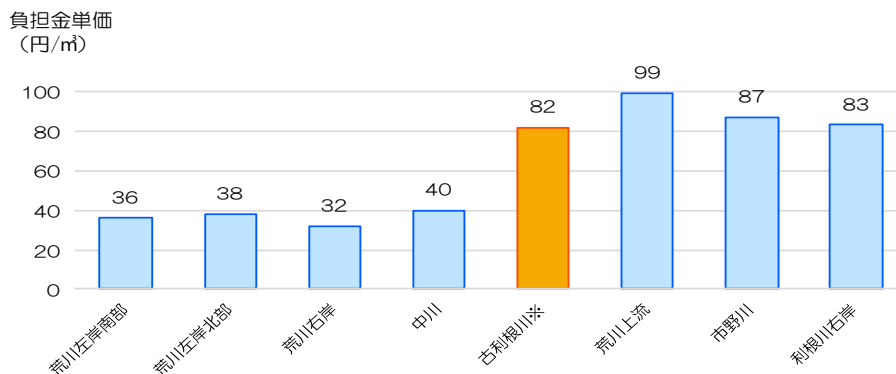
図2-10 一般会計繰入金



経費回収率が100%未満となっている要因の一つは、汚水処理のために埼玉県の流れ下水道事業に支払う維持管理負担金の単価が他流域と比べて高く、その負担が重いことにあります。

今後も、埼玉県内における維持管理負担金単価の格差解消に向けて、埼玉県との交渉を継続し、県内流域間での格差解消・単価統一を図るよう取り組む必要があります。

図2-11 埼玉県内の流域下水道維持管理負担金単価（令和4年度）



※久喜市の公共下水道事業は古利根川流域下水道に接続しています。

(1) 現状

本市の農業集落排水事業は、久喜地区、菖蒲地区で事業を進めてきました。久喜地区では、昭和 62 年度に上新田・野佐原地区の農業集落排水処理施設の供用以降、順次、整備を実施し、平成 14 年度の江面新田地区の供用により、予定していた 10 地区全てを供用開始しました。なお、令和 3 年度には北中曽根地区を公共下水道に接続しており、令和 4 年度においては 9 地区となっています。菖蒲地区では、平成 9 年度に丸谷・神ノ木地区の農業集落排水処理施設の供用以降、順次、整備を実施し、平成 20 年度の小林地区の供用により、予定していた 8 地区の全てを供用開始しました。

事業計画区域面積 1,636.3ha 全てが整備済みとなっており、汚水管渠約 128km、処理場 17 箇所などの施設を所有し、各地区の処理場において、地区ごとに汚水処理を実施しています。また、令和 3 年度には公共下水道事業と同様に、地方公営企業法の財務規定等を適用しました。

(2) 課題

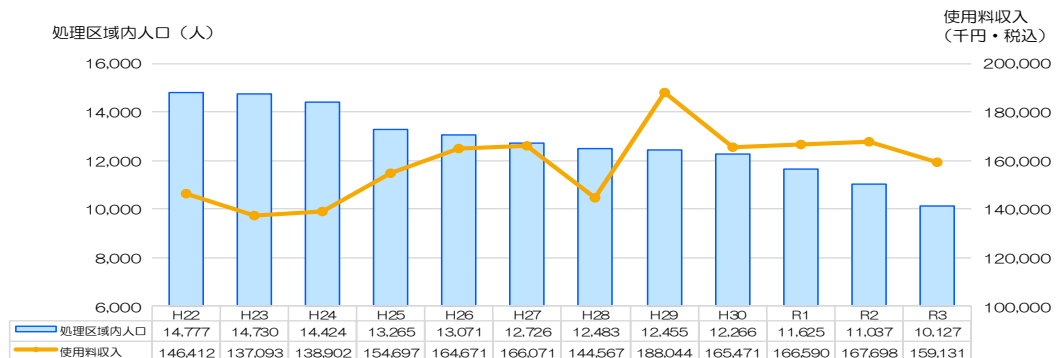
①人口の減少

公共下水道事業の課題と同様に本市の人口については、減少の一途を辿っており、「久喜市人口ビジョン(改訂版)」における推計人口においても、減少傾向が今後も続く予測となっています。

農業集落排水事業の使用料体系は、使用水量に応じて算定する従量制ではなく、使用する世帯人数に応じて料金を算定する人数制です。今後も人口減少が続くことにより、使用料収入の減少が予想されます。

なお、令和 3 年度に地方公営企業法の財務規定等を適用したため、令和 2 年度決算において打切決算を実施しましたが、本計画では、例年と同様に決算を実施した場合の数値としています。また、地方公営企業法適用前の使用料収入は実際の収入金額で、適用後は、債権の確定した金額(調定金額)となっています。

図 2-12 処理区域内人口及び使用料収入



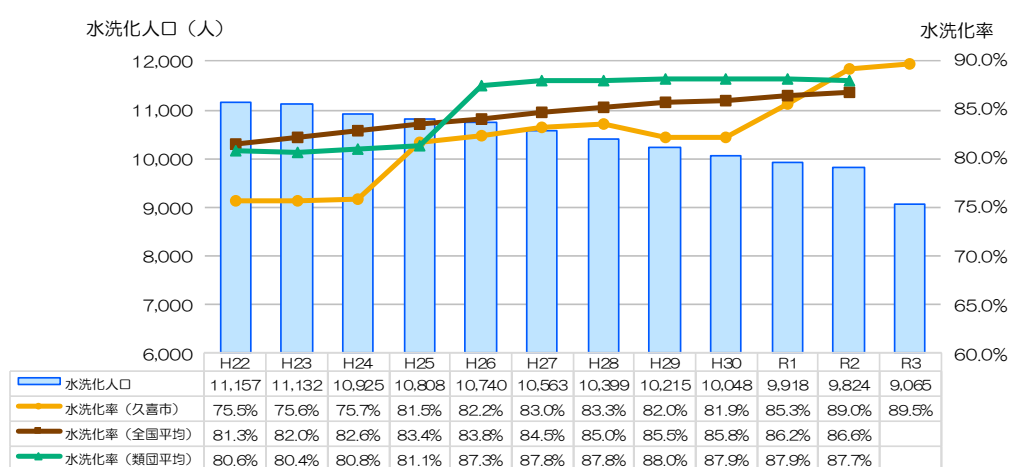
②未接続世帯への接続促進

“公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全”には、農業集落排水が整備されている区域内にお住まいの方に、整備した管渠へ接続していただく必要があります。

このことから、未接続地域や世帯の現状把握に努めるとともに、平成30年度から未接続世帯への戸別訪問や、広報紙等を活用した周知による接続促進を続けておりますが、引き続き、接続世帯の増加や水洗化率の向上を図る必要があります。

なお、水洗化人口は、減少傾向にあり、令和3年度には、北中曽根地区農業集落排水処理区の公共下水道への接続に伴い、大幅に減少しています。

図2-13 水洗化人口及び水洗化率



出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」

③人数制による使用料体系の見直し

使用料体系は、公共下水道で採用している使用水量に基づく従量制とは異なり、基本料金と人数割で構成される人数制です。

人数制の使用料体系は、使用水量に応じて料金が変動するのではなく、使用人数に応じて料金が賦課されます。そのため、水を大切にすることを意識の高まりや節水機器が普及する近年には即さない使用料体系となってきています。

また、農業集落排水事業の一部の地区については、公共下水道事業への接続を予定しており、長期的には使用料体系を統一する必要もあるため、人数制から従量制への変更について検討が必要です。

表2-4 使用料金表(月額)

基本料金等		金額(税抜)
基本料金	1世帯当たり	2,000円
人数割	1人当たり	460円

④処理場の老朽化への対応

農業集落排水処理施設の耐用年数は、処理場に設置されている設備が、その種類・構造により15～20年、管渠が50年とされています。処理場の中には、既に耐用年数を経過したものや、耐用年数は経過していないものの経年劣化による機能不全が懸念されている設備及び施設があります。

さらに、一部の処理場では、処理能力に余剰が生じており、今後も人口が減少傾向にあると推測されることから、修繕・改修工事を実施するだけでなく、農業集落排水処理区の統合や公共下水道への接続など経費の削減や効率的な事業の実施のための取組が必要です。

このため、令和2年度には農業集落排水最適整備構想を策定し、農業集落排水処理区の統合や公共下水道へ接続する地区の検討を行いました。

今後は、この構想に基づき、使用者や関係機関との協議も踏まえながら、処理場の老朽化に対応していきます。

表2-5 農業集落排水処理施設の老朽化と対応等の状況

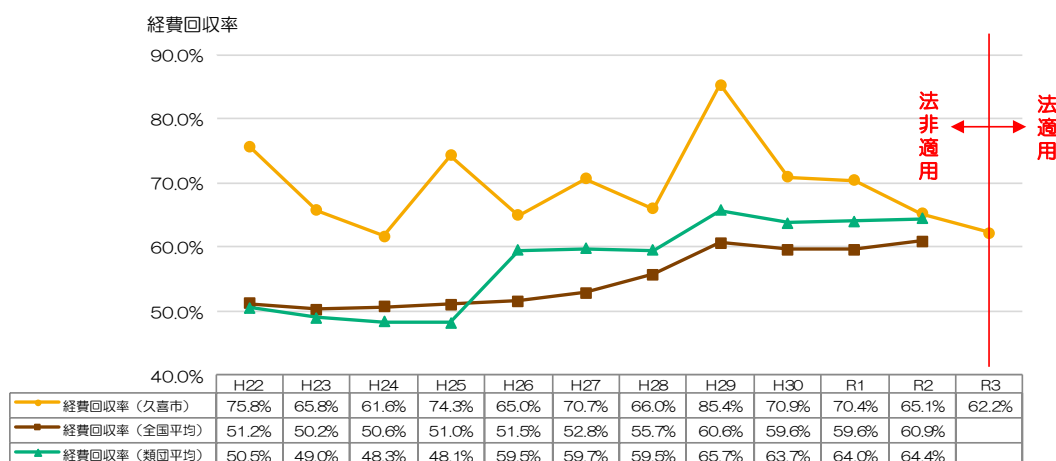
処理施設（処理区）名		供用開始年度	経過年数 ※1	老朽化対応等の進捗状況
1	上新田・野佐原	昭和62年度	35年	平成29年度 機能強化工事完了 公共下水道へ接続予定
2	清久第一	平成2年度	32年	平成17年度 機能強化工事完了 処理区の統合及び公共下水道へ接続予定
3	北青柳	平成5年度	29年	平成18年度 機能強化工事完了 令和8年度 公共下水道へ接続予定
4	除堀	平成7年度	27年	令和元年度 機能強化工事完了 処理区の統合及び公共下水道へ接続予定
5	太田袋	平成8年度	26年	令和5年度 機能強化工事完了予定 公共下水道へ接続予定
6	原・樋ノ口	平成9年度	25年	処理区の統合及び公共下水道へ接続予定
7	丸谷・神ノ木	平成9年度	25年	令和9年度 機能強化工事完了予定 公共下水道へ接続予定
8	塚田	平成11年度	23年	令和8年度 公共下水道へ接続予定
9	柴山小塚	平成11年度	23年	処理区の統合予定
10	六万部	平成12年度	22年	令和11年度 公共下水道へ接続予定
11	上本村	平成13年度	21年	公共下水道へ接続予定
12	江面新田	平成14年度	20年	処理区の統合及び公共下水道へ接続予定
13	上大崎	平成14年度	20年	公共下水道へ接続予定
14	野々宮・小下	平成15年度	19年	処理区の統合予定
15	上栢間	平成18年度	16年	処理区の統合予定
16	下栢間	平成19年度	15年	処理区の統合予定
17	小林	平成20年度	14年	処理区の統合予定

※1 経過年数は令和4年度末時点

⑤ 汚水処理費用に対する財源の確保

令和 3 年度における農業集落排水事業の経費回収率は 62.2%となっており、近年の全国平均及び類似団体平均との比較においては同程度であるものの、公営企業経営の原則である独立採算（経費回収率 100%）が実現できていません。

図 2-14 経費回収率



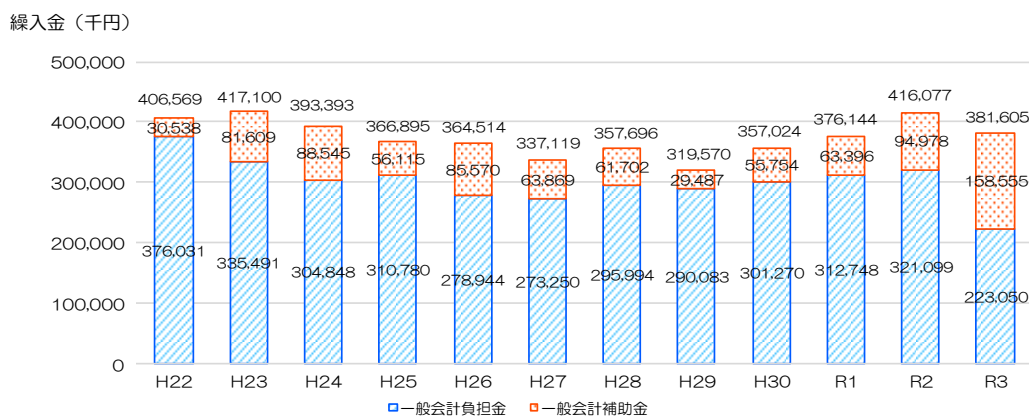
出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」

農業集落排水事業においても、汚水処理にかかる費用を使用料収入のみでは賅うことができていないため、一般会計から不足する財源分を繰り入れて事業運営しています。

一般会計からの繰入金は、一般会計で負担すべき費用に充てる「一般会計負担金」と、歳入不足に対する赤字補てんとされる「一般会計補助金」に分かれており、農業集落排水事業の場合、1 年あたり過去 12 か年の平均で、約 3 億 7 千万円を繰り入れており、独立採算を目標に繰入金を削減する必要があります。

なお、令和 3 年度の地方公営企業法の適用前については、一般会計からの繰入金のうち、「一般会計負担金」を「基準内繰入金」、「一般会計補助金」を「基準外繰入金」として整理しています。

図 2-15 一般会計繰入金



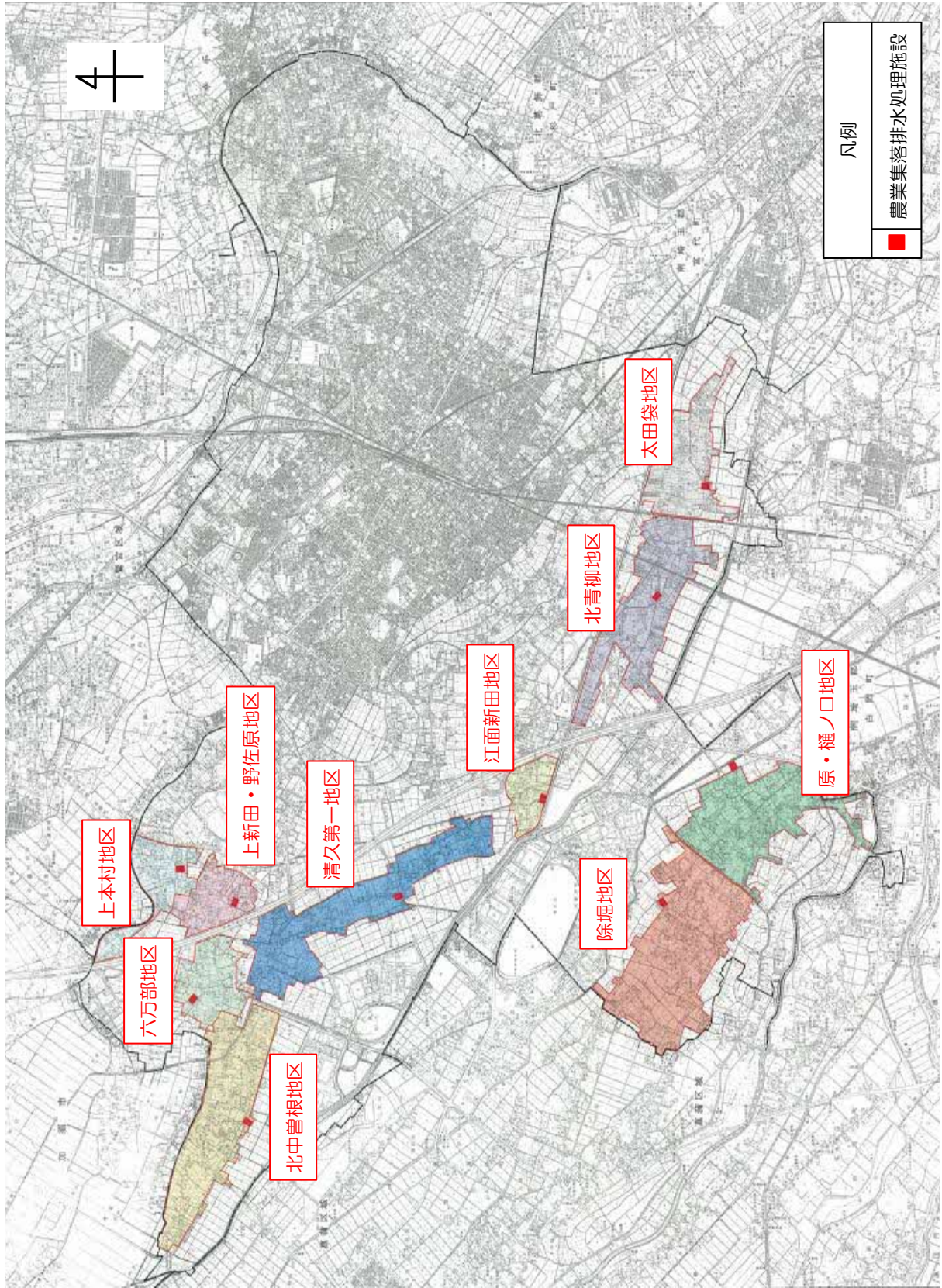
経費回収率が 100%未満となっている要因として、処理区域内人口が年々減少している中で、17 地区もの処理施設の維持管理費を負担していることも一つとして挙げられます。

今後も農業集落排水処理区の統合及び公共下水道への接続等について、検討や実施を進め、財源の確保を図るとともに、効率的な運営を目指す必要があります。

表2-6 事業計画人口と処理区域内人口

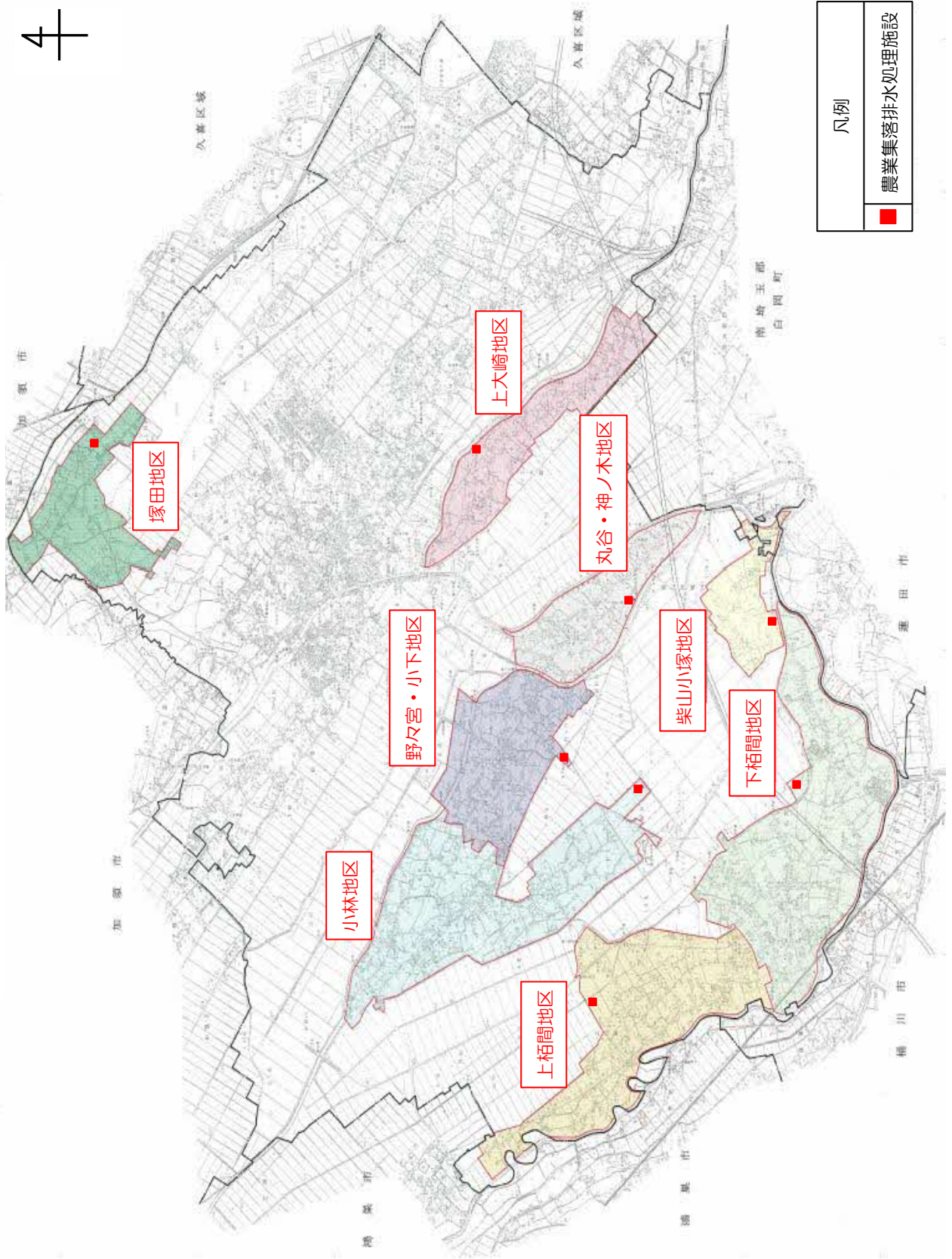
処理施設（処理区）名	事業計画人口	処理区域内人口 （令和3年度）
1 上新田・野佐原	500人	273人
2 清久第一	1,350人	742人
3 北青柳	1,400人	630人
4 除堀	1,440人	724人
5 太田袋	530人	455人
6 原・樋ノ口	1,330人	777人
7 六万部	510人	311人
8 上本村	550人	297人
9 江面新田	510人	176人
10 丸谷・神ノ木	540人	411人
11 柴山小塚	560人	228人
12 塚田	470人	273人
13 上大崎	860人	492人
14 野々宮・小下	1,550人	754人
15 下栢間	2,990人	1,565人
16 上栢間	1,750人	811人
17 小林	1,920人	1,208人

図2-1-16 久喜地区の農業集落排水処理区域



※北中曽根地区については、令和3年度に公共下水道へ接続しています。

図2-17 菖蒲地区の農業集落排水処理区域

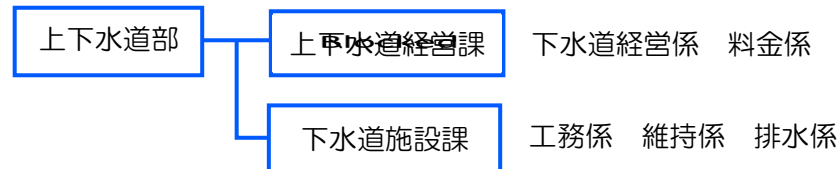


4 組織の現状と課題

(1) 現状

久喜市上下水道部のうち下水道事業の組織体制は、上下水道経営課と下水道施設課の2課から構成されており、令和4年度の職員数は19名（会計年度任用職員1名含む）となっています。

図2-18 令和4年4月1日時点の組織図



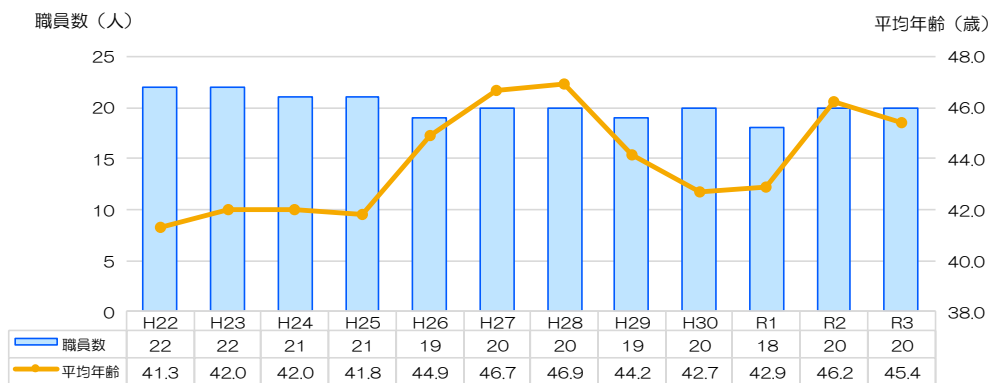
(2) 課題

①職員の確保と人材育成

職員は平成22年度以降、減少と高齢化が進んでいるため、事業を持続的に運営していくために必要な技術の継承が難しい状況となっています。また、平成29年度から公共下水道事業が、令和3年度から農業集落排水事業が地方公営企業法の財務規定等を適用したことに伴い、会計処理に対する専門知識を持った職員の育成にも努める必要があります。

このことから、今後においても、予定されている未整備地域の整備や施設の老朽化への対応に備えた技術系職員の確保に加え、施設の維持管理及び財源の確保の両面から経営の適正化を図るため、より専門知識を持った職員を育成することが必要となります。

図2-19 職員数及び平均年齢



②ゼロカーボンへの取組

本市では、地球温暖化に歯止めをかけ、環境・社会・経済の持続的な発展を図るため、令和32年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す、「ゼロカーボンシティ」宣言を令和3年4月に行いました。

このことから、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進する必要があります。

第3章 本市の下水道事業が目指す将来像（ビジョン）

1 公共下水道事業及び農業集落排水事業の将来像（ビジョン）

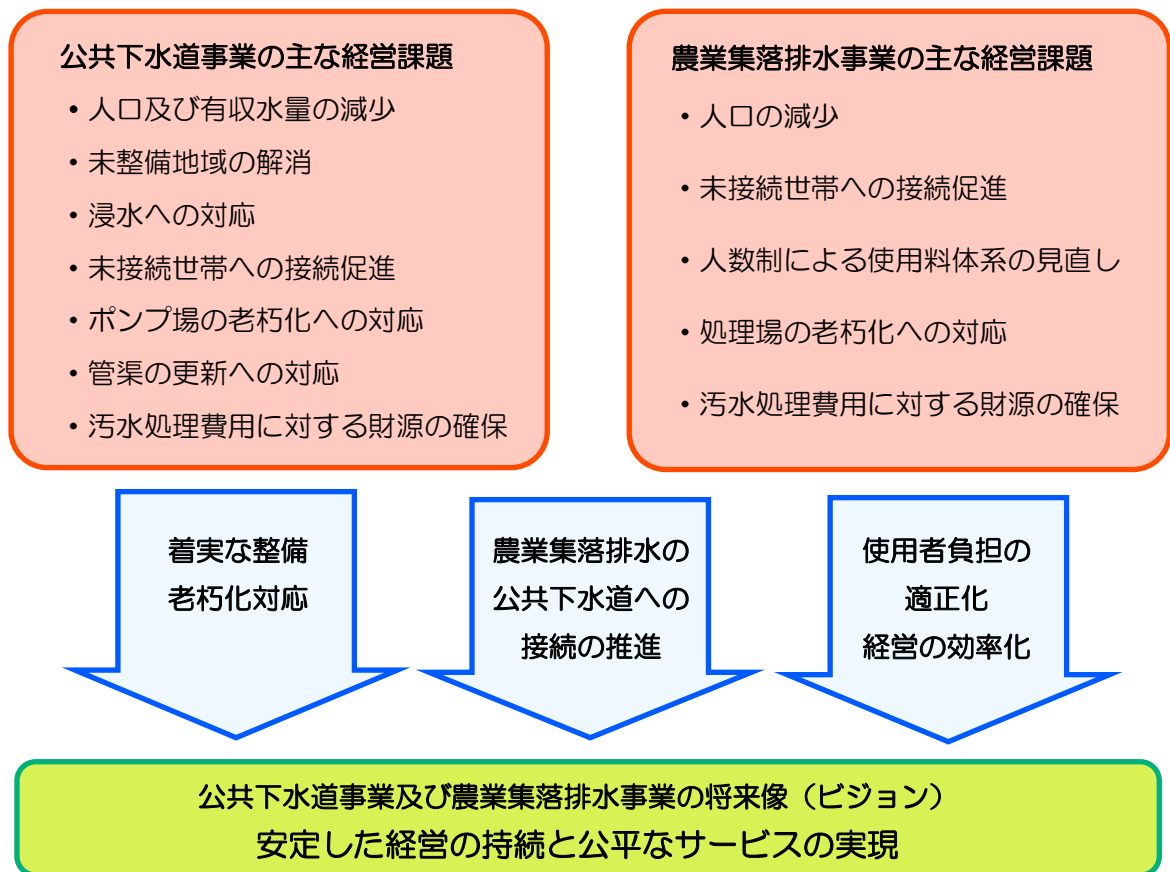
本市の下水道事業には、人口の減少、施設の老朽化、汚水処理費用に対する財源の確保といった共通の課題がある一方で、公共下水道事業においては、未整備地域の解消や浸水への対応、農業集落排水事業においては、所有する施設が多く、維持管理費が割高となっているなど多くの課題を抱えています。

これらの課題に対応するため、建設改良工事などを実施し、安全・安心なサービスの提供を行うとともに、農業集落排水処理区域の公共下水道への接続を推進し、下水道事業の効率化を図ります。

また、下水道事業を安定的に持続していくため、公営企業経営の原則である独立採算を目指して、段階的に使用料を適正化していきます。

本市は、下水道事業として、公共下水道事業と農業集落排水事業という2つの事業を運営しております。これらの事業を併せて、より一層の経営の効率化を図り、本市内における公平なサービスの提供を実現することが、本市の下水道事業が目指す長期的な将来像（ビジョン）となります。

図3-1 公共下水道事業及び農業集落排水事業の目指す将来像（ビジョン）

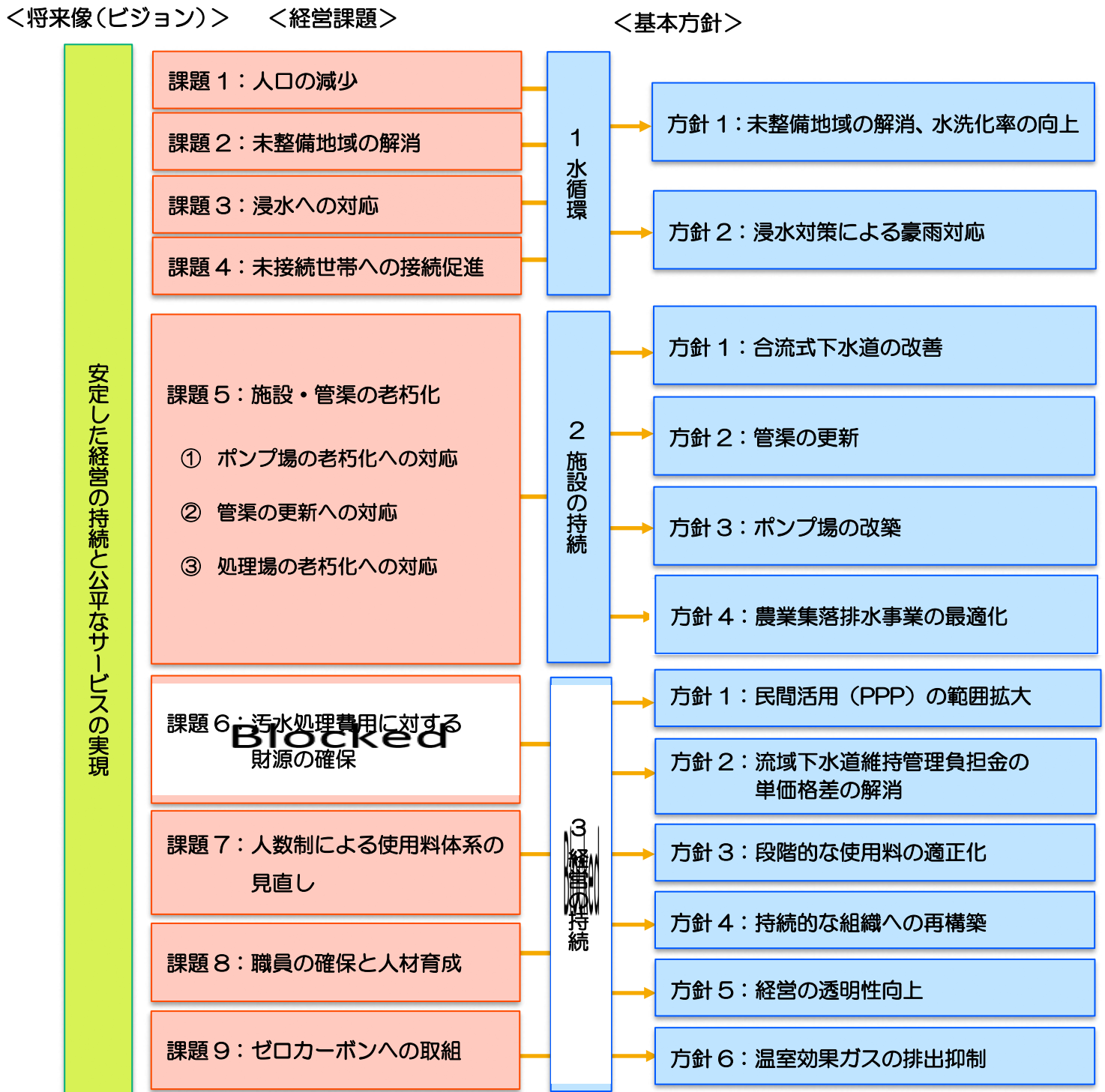


第4章 経営の基本方針

1 基本方針

経営課題に対応し、将来像（ビジョン）を実現するため、「水循環」「施設の持続」「経営の持続」という観点から、以下の基本方針を設定しました。

図4-1 計画の基本方針



第5章 事業計画（主な取組）

1 水循環



（1）未整備地域の解消、水洗化率の向上

本市の公共下水道の整備率（汚水）は、平成28年度実績で83.7%となっています。事業計画区域での整備率100%を目指し、引き続き未整備地域の整備を推進していきます。

また、今後、予想される人口の減少を踏まえて、県と連携しながら、区域の見直しを検討していきます。

さらに、水洗化率の向上のため、平成30年度から未接続世帯への戸別訪問や、広報紙等を活用した周知を続けておりますが、今後も引き続き、接続の促進を図ります。

図5-1 未整備地域の解消、接続促進のスケジュール

取組項目	計 画 期 間	
	前 期	後 期
未整備地域の解消	優先順位付け・工事の実施	
未接続世帯への 接続促進	接続促進	

表5-1 整備率（汚水）の目標

指 標	平成28年度 （実績）	令和4年度	令和9年度
整備率 （公共下水道）	83.7%	86.4%	90.0%

表5-2 水洗化率の目標

指 標	平成 28 年度 (実績)	令和 4 年度	令和 9 年度
水洗化率 (公共下水道)	94.5%	94.8%	95.0%
水洗化率 (農業集落排水)	83.3%	90.0%	91.0%

(2) 浸水対策による豪雨対応

本市では、慢性的な浸水被害の発生箇所等があるものの、汚水排水のための整備を重点的に実施してきました。しかし、近年の台風や豪雨による浸水被害をより少なくするには、関係機関と連携しながら対策を講じることが必要です。

このため、埼玉県と久喜市が連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるように、事業間の調整を行うことを目的として、久喜市河川・下水道事業調整協議会を平成 30 年度に設置しました。今後も、当協議会や関係機関との連携を図っていきます。

また、長期間未整備となっている雨水調整池（東田調整池）については、農林水産省が管轄する中川上流地区国営事業の湛水防除対策において、中川と大堀排水路が合流する地点で、排水機場等の整備計画が予定されていることから、現時点では、国の中川上流地区国営事業の動向に注視しながら、整備を検討していきます。

図5-2 浸水対策のスケジュール

取組項目	計 画 期 間	
	前 期	後 期
連携体制の構築	体制構築・実施	
雨水調整池の整備	検討	



（１）合流式下水道の改善

久喜地区の管渠は、合流式下水道と分流式下水道が並存しています。合流式下水道は、汚水と雨水を同一の管渠で集水するため、流域下水道維持管理負担金の負担が増加してしまうことや、大雨時には、未処理のままの汚水が公共用水域へ放流され、水質汚濁につながる恐れがあることから、雨水処理費用の軽減及び公共用水域の水質保全を図るため、令和 3 年度には合流式下水道改善基本計画を策定しました。

今後は、整備手法の検討を行い、合流式下水道の分流化を進めます。

図 5-3 合流式下水道の分流化のスケジュール

取組項目	計 画 期 間	
	前 期	後 期
合流式下水道の 分流化		

（２）管渠の更新

昭和 27 年度に着手した本市の公共下水道事業は、標準的な耐用年数である 50 年を超過する管渠が、今後急速に増加します。このことから、計画的に管渠の更新や延命化を図ることが重要になります。

そのため、平成 30 年度には、下水道施設全体の状態を予測しながら、維持管理及び改築を一体として計画的・効率的に管理する久喜市下水道ストックマネジメント計画を策定し、状態監視保全・時間計画保全・事後保全の 3 つの管理方法により、供用開始から年数が経過している施設の現状把握を行いました。

今後は、久喜市下水道ストックマネジメント計画により管渠の健全度を把握するとともに、毎年度実施するカメラ調査や目視による点検等により優先度や緊急度に応じて、効果的な更新工事を進めていきます。

図5-4 管渠の更新のスケジュール

取組項目	計 画 期 間	
	前 期	後 期
ストックマネジメント 計画の策定・見直し	策定	見直し
管渠の点検・調査	計画的な点検・調査の継続	
更新工事の実施	工事実施	

(3) ポンプ場の改築

ポンプ場に設置されている設備の耐用年数は、その種類・構造により 15 年～20 年とされています。本市のポンプ場は、古いものが昭和 47 年度に供用開始しており、耐久性や耐震性を高め、施設の延命化を図る必要があります。

このことから、平成 30 年度には、久喜市下水道ストックマネジメント計画を策定し、供用開始から年数が経過している各ポンプ場の現状把握を行いました。

今後は、この計画に基づき施設の延命化を進めるとともに、順次、浸水対策及び耐震化に係る計画を策定し、耐久性などを向上させるための改修工事を進めていきます。

図5-5 ポンプ場の改築のスケジュール

取組項目	計 画 期 間			
	前 期	後 期		
ストックマネジメント 計画の策定・見直し	策定	見直し		
汚水ポンプ場の改築	北	下新井	上内	吉羽
雨水ポンプ場の改築	吉羽	桜田	久喜菖蒲	清久

(4) 農業集落排水事業の最適化


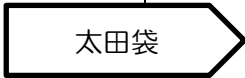

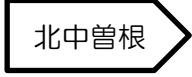

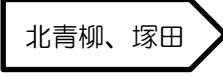
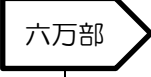
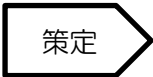
農業集落排水処理施設の耐用年数は、処理場に設置されている設備が、その種類・構造により 15 年～20 年、管渠が 50 年とされています。今後、老朽化した管渠や各地区に有する処理施設の維持管理費が、大きな負担となることが予想されます。

そこで、老朽化が進んでいた除堀地区の機能強化工事を令和元年度に完了させるとともに、令和 3 年度から北中曽根地区を公共下水道へ接続しました。

また、全 17 処理区について、令和 2 年度に策定した農業集落排水最適整備構想により、処理区の統合や公共下水道への接続、処理施設の改修のあり方について検討しました。

後期計画期間において、北青柳地区、塚田地区、六万部地区については、関係機関及び各地区と調整のうえ、公共下水道への接続を進めることとし、太田袋地区、丸谷・神ノ木地区については、本来の能力への回復や強化のための改修工事を実施します。

図5-6 農業集落排水事業の最適化のスケジュール

取組項目	計 画 期 間	
	前 期	後 期
農業集落排水 処理施設の改築	 	
公共下水道への接続 の計画策定		
公共下水道への接続		 
最適整備構想の 策定		

3 経営の持続



(1) 民間活用（PPP）の範囲拡大

現在、本市においては、維持管理業務の個別施設単位での民間委託と、使用料徴収業務の水道事業への委託などを行っています。

業務を効率化していくためには、現在の業務内容を見直すと同時に、積極的に民間の有する資金やノウハウを活用し、「PPP（Public Private Partnership：パブリック・プライベート・パートナーシップ）⁶」を構築していくことが重要です。

そこで、職員が実施している業務（排水設備申請の確認業務、工事検査業務、水洗化促進等）の外部委託の状況について、近隣市への調査を実施し、また、維持管理業務の包括委託化についても検討してきました。

今後も引き続き、民間活用（PPP）の範囲拡大について、更なる調査・検討を行い、実施していきます。

図5-7 民間活用（PPP）の範囲拡大のスケジュール

取組項目	計 画 期 間	
	前 期	後 期
業務委託の包括化と 範囲の拡大		



⁶ 民間資金や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すこと。

(2) 流域下水道維持管理負担金の単価格差の解消

埼玉県が実施する流域下水道事業は、流域ごとの負担金単価に著しい格差があります。本市が負担する流域下水道維持管理負担金の単価は県内でも高い水準となっていることから、令和3年度には埼玉県下水道事業管理者宛に格差是正に関する要望書を提出しました。

令和4年度現在、本市が負担する流域下水道維持管理負担金の単価は82円/m³で、依然として県内でも高い水準となっており、今後も、県との交渉を継続するとともに、埼玉県流域下水道事業運営協議会の活用や負担金単価が比較的高い県内自治体との連携を図り、格差の解消・単価統一が実現されるよう取り組んでいきます。

図5-8 負担金単価の格差解消のスケジュール

取組項目	計 画 期 間	
	前 期	後 期
流域下水道維持管理 負担金の適正化		

(3) 段階的な使用料の適正化

本市の公共下水道事業は平成 29 年度から、農業集落排水事業は令和 3 年度から経営状況がより正確に把握できる地方公営企業法の財務規定等を適用しました。人口減少による使用料収入の減少に加え、更新需要の高まりにより、厳しい経営を強いられることが予想されている中で、第一に資金不足に陥らずに事業を継続することが必要です。

汚水の処理費用を使用料収入でどれだけ賄えているかを示す経費回収率は、平成 28 年度末で、公共下水道事業が 78.8%、農業集落排水事業が 66.0%となっています。安定的な経営基盤を構築するためには、経費回収率 100%を目指していく必要があります。

このため、平成 30 年度から使用料の適正化に取り組み、令和 2 年度には段階的な使用料の改定を考慮し、下水道使用料については「平均改定率 7%」、農業集落排水処理施設使用料については「現状維持」との結論となりましたが、新型コロナウイルス感染症等による市民生活への影響を鑑み、実施には至っておらず、令和 3 年度末の経費回収率の状況は公共下水道事業が 72.3%、農業集落排水事業が 62.2%となっています。

そのようなことから、下水道事業が一般会計からの補助金に依存しない安定した経営基盤を構築するため、引き続き使用料の適正化の検討を実施し、経費回収率の向上に取り組みます。

また、農業集落排水事業の使用料体系について、現行の人数制から従量制への移行の検討を継続します。

図5-9 使用料の適正化のスケジュール（経費回収率の向上に向けたロードマップ）

取組項目	計 画 期 間	
	前 期	後 期
使用料の適正化	検討・審議	検討・審議・見直し

(4) 持続的な組織への再構築

本市の下水道事業は、職員数が減少傾向にあり、技術の継承が難しくなっています。このような状況下において、下水道事業を自立的に経営していくためには、外部へ委託することができない業務への集中的な職員配置が必要になります。

そこで、平成31年4月には、下水道事業と水道事業の経営部門を統合し、組織体制の再構築を行いました。

今後においても、民間が有している資金やノウハウの活用による業務の効率化（PPP）、業務内容の見直しなど、持続的な組織体制の構築に向けて調査・検討を行っていきます。

図5-10 組織再構築のスケジュール

取組項目	計 画 期 間	
	前 期	後 期
組織再構築	統合	調査・検討

(5) 経営の透明性向上

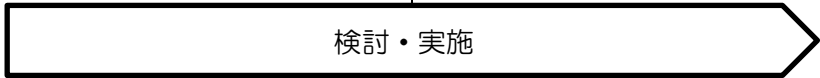

下水道事業は、使用者からの使用料収入によって成り立つ事業です。しかし、下水道事業の施設の大半は、地下に埋設されているため、関心を持たれにくいのが現状です。

そのため、本市の状況を全国平均や類似団体平均といった視点から比較した経営比較分析表をホームページに掲載し、公表を行ってきました。

今後も、下水道事業の財政状態や経営成績を見える化した財務資料の積極的な開示を通じて、下水道事業の経営状態を市民にわかりやすく公表することに努め、下水道事業をより身近に感じていただけるよう取り組んでいきます。

また、農業集落排水事業の地方公営企業法適用については、平成30年度から資産評価などの業務を行い、令和3年度から公共下水道事業と同様に地方公営企業法の財務規定等を適用しました。

図5-11 経営の透明性向上のスケジュール

取組項目	計 画 期 間	
	前 期	後 期
経営の透明性向上		
農業集落排水事業の 地方公営企業法適用		

(6) 温室効果ガスの排出抑制

本市では、地球温暖化に歯止めをかけ、環境・社会・経済の持続的な発展を図るため、令和 32 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す、「ゼロカーボンシティ」宣言を令和 3 年 4 月に行いました。

令和 3 年度には、公共下水道及び農業集落排水処理施設等で使用している電力を、より環境に配慮した電気事業者からの購入に切り替える取組を行っています。

今後においても、ゼロカーボンシティの実現に向けて、設備の更新にあわせた省エネルギー機器への入替や、用地や施設を利用した再生可能エネルギーの導入、また、公用車についても電気自動車等への更新を行うなど、環境に配慮した取組を検討のうえ、実施していきます。

図5-12 温室効果ガスの排出抑制のスケジュール

取組項目	計 画 期 間	
	前 期	後 期
温室効果ガスの 排出抑制	電力 切替	検討・実施

第6章 投資・財政計画

1 公共下水道事業

(1) 投資の考え方

①未整備地域の解消

本市の公共下水道の整備率（汚水）は、令和3年度実績で85.9%となっています。今後も未整備地域の解消に向け、継続的に整備を実施します。

そこで、目標整備率90%を達成するため、後期計画期間においては、約20kmの整備延長を見込み、費用を計上しています。

また、公共下水道の整備については、国の交付金を活用して実施しておりますが、国土交通省は令和8年度までの中期概成を目標としていることから、令和9年度以降に国の交付金が交付されるかは不透明です。

図6-1 整備率（汚水）の見込み

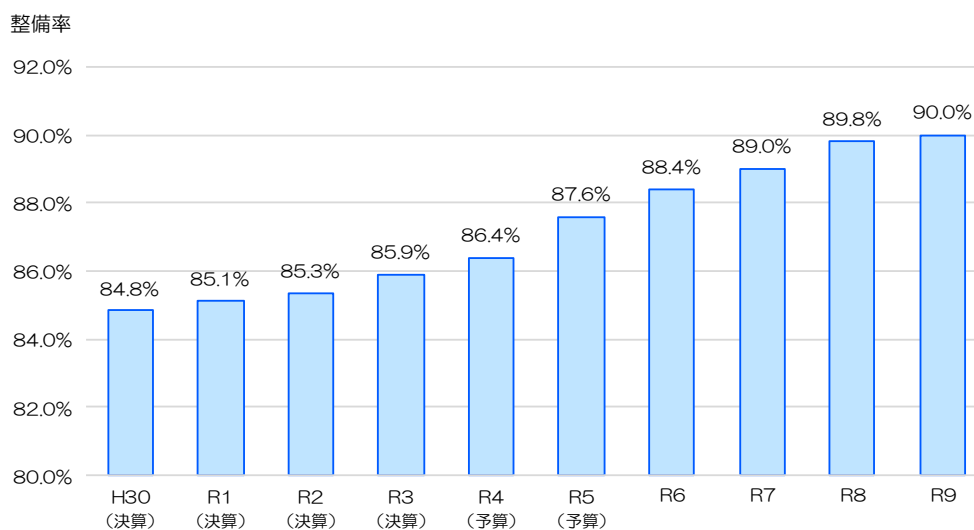


表6-1 未整備地域解消事業の概算事業費

取組事業	計 画 期 間	
	前 期	後 期
未整備地域解消事業	2,798,852,000 円	3,062,024,000 円

②管渠の更新

埋設されている管渠の更新については、久喜市下水道ストックマネジメント計画に基づきカメラ調査や目視による点検等を計画的に実施し、施設の老朽化進行状況を踏まえ、更新工事を実施します。

表6-2 管渠更新事業の概算事業費

取組事業	計 画 期 間	
	前 期	後 期
管渠更新事業	177,695,000 円	147,770,000 円

③ポンプ場の改築・更新

供用開始から年数が経過しているポンプ場について、久喜市下水道ストックマネジメント計画に基づき施設の延命化を進めるとともに、順次、浸水対策及び耐震化に係る計画を策定し、耐久性などを向上させるための工事を実施します。

前期計画期間においては、令和2年度に北中継ポンプ場及び吉羽雨水ポンプ場の更新工事が完了しました。

後期計画期間においては、下新井中継ポンプ場、上内中継ポンプ場、桜田雨水ポンプ場及び久喜菖蒲工業団地雨水ポンプ場の施設の更新工事が完了する予定となっており、吉羽中継ポンプ場及び清久工業団地雨水ポンプ場の更新工事設計を実施する予定です。

なお、後期概算事業費については、久喜市下水道ストックマネジメント計画における長期的改築需要費及び過去に改築・更新工事を実施したポンプ場の事業費を参考に計上しています。

表6-3 ポンプ場更新事業の概算事業費

取組事業	計 画 期 間	
	前 期	後 期
ポンプ場更新事業	979,087,000 円	1,310,086,000 円

④合流式下水道の分流化

雨水処理費用の軽減及び公共用水域の水質保全を図るためには、合流管渠の分流化が必要です。そのため、令和 3 年度には合流式下水道改善基本計画を策定しました。

今後は、整備手法の検討を行い、合流式下水道の分流化に向けた工事の実施を予定しています。

表6-4 合流式下水道改善事業の概算事業費

取組事業	計 画 期 間	
	前 期	後 期
合流式下水道 改善事業	32,450,000 円	734,000,000 円

⑤農業集落排水の公共下水道への接続

農業集落排水の公共下水道への接続に必要な期間は原則として、着手から完了までの 4 年間で予定しており、1 年目に財産処分承認申請業務委託、2 年目に全体設計業務委託、3 年目に接続工事、4 年目に既存処理場の跡地利用工事を実施します。このうち、公共下水道事業では、2 年目の全体設計業務委託、3 年目の接続工事を予定しています。

前期計画期間においては、北中曽根地区の接続工事を令和 2 年度に完了し、令和 3 年度から公共下水道へ接続しました。

後期計画期間では、施設の老朽化の進行状況及び公共下水道までの接続距離等を考慮し、北青柳地区及び塚田地区の接続工事を令和 7 年度までに完了し、令和 8 年度から公共下水道への接続を予定しています。さらに、令和 9 年度には六万部地区の公共下水道接続に向けた全体設計業務委託を予定しています。

表6-5 農業集落排水接続事業の概算事業費

取組事業	計 画 期 間	
	前 期	後 期
農業集落排水 接続事業	44,216,000 円	243,800,000 円

⑥雨水調整池の整備

栗橋地区内で未整備となっている東田調整池については、農林水産省が管轄する中川上流地区国営事業の湛水防除対策において、中川と大堀排水路が合流する地点で、排水機場等の整備計画が予定されていることから、現時点では、国の中川上流地区国営事業の動向に注視しながら、整備を検討していきます。

表6-6 雨水調整池整備事業の概算事業費

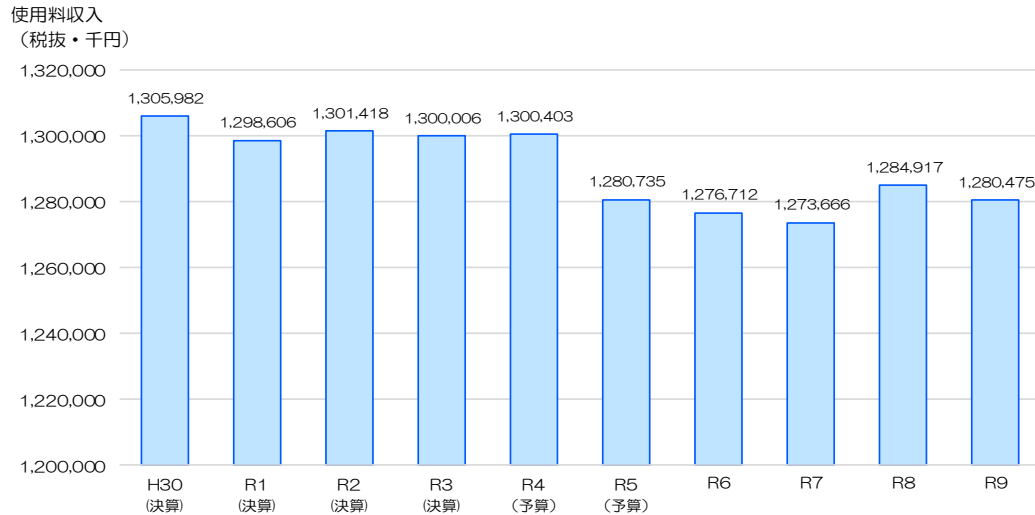
取組事業	計 画 期 間	
	前 期	後 期
雨水調整池整備事業	11,550,000 円	0 円

(2) 財源の考え方

①使用料収入

人口減少が今後も続くと想定し、使用料収入は、基本的に減少傾向と見込みます。令和 8 年度に北青柳及び塚田地区を公共下水道へ接続する予定であるため、令和 8 年度については一時的に増加することを見込んでいます。

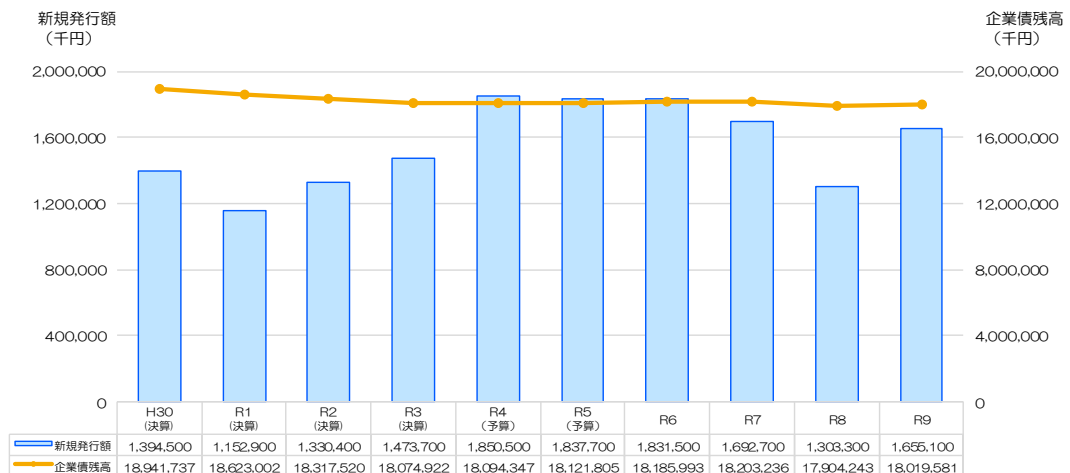
図6-2 使用料収入の見込み



②企業債

企業債の発行は、未整備地域の整備や既存施設の更新、合流式下水道の分流化などの建設改良事業のための借入と、企業債の元金償還を平準化するための資本費平準化債の借入を行います。企業債残高は、平成 30 年度の 18,941,737 千円から、令和 9 年度には 18,019,581 千円まで減少すると見込んでいます。

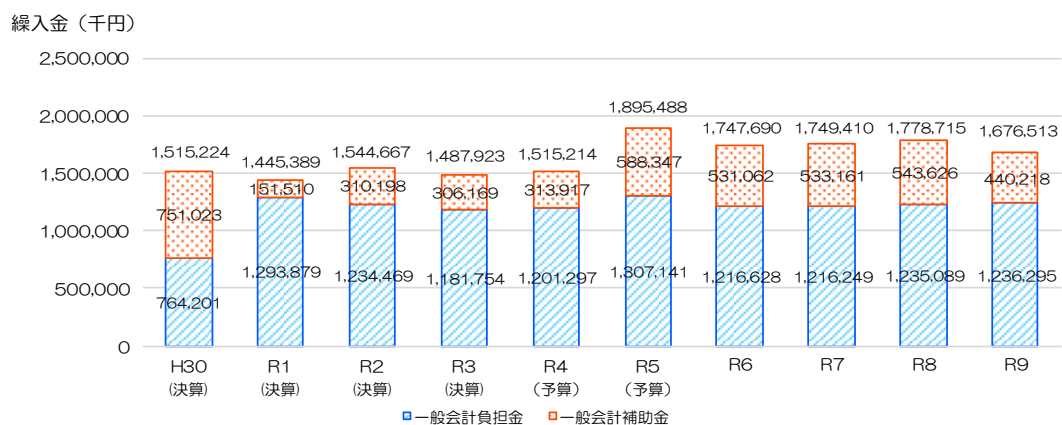
図6-3 新規に発行する企業債と企業債残高の見込み



③一般会計繰入金

一般会計繰入金は、収支不足額を補い、収支が均衡する額を計上していますが、一般会計の財政状況や公営企業経営の原則である独立採算の観点から、繰入金に依存しない経営を目指す必要があります。

図6-4 一般会計繰入金の見込み



(3) 投資以外の経費の考え方

①職員給与費

職員給与費は、公共下水道事業の運営を持続していくために、これまでと同程度の職員数が必要であると考え、前期計画期間における平成30年度から令和3年度までの決算額及び令和4年度予算額の5か年の平均値を計上しています。

②流域下水道維持管理負担金

流域下水道維持管理負担金は、本市の汚水を処理するために必要な費用で、その単価は、埼玉県と県内事業体との協議に基づき決定されています。

維持管理負担金単価は、令和3年度までは78円/㎥でしたが、令和4年度からは82円/㎥に改定されました。以降、再度の改定については未定であるため、82円/㎥として計上しています。

また、令和8年度に北青柳地区及び塚田地区を公共下水道へ接続する予定であるため、接続後は、当該地区の処理水量を加えて負担金を算出しています。

③維持管理費

管渠・ポンプ場等の維持管理に係る経費で、修繕費、動力費、光熱水費、委託料等の経常的にかかる費用を、前期計画期間における平成30年度から令和3年度までの決算額及び令和4年度予算額の5か年の平均値に物価上昇率0.36%（総務省統計局が公表している消費者物価指数の平成29年度から令和3年度の平均値）を乗じて計上しています。

なお、令和8年度に北青柳地区及び塚田地区を公共下水道へ接続する予定であるため、接続後は、当該地区の光熱水費や、動力費、修繕費等を加えています。

④減価償却費

既存施設の減価償却費に加えて、本計画期間中に建設・更新する施設や管渠の減価償却費を計上しています。なお、耐用年数については管渠50年、ポンプ場設備15～20年、流域下水道建設事業に伴う無形固定資産は45年としています。

(4) 収支均衡の方向性

収支の均衡を実現するためには、一般会計繰入金を増額するか、使用料の改定を実施する必要があります。

公営企業経営の原則である独立採算の観点からは、汚水処理に要する費用は使用料収入によって賄う必要があるため、使用料の適正化を図っていかねばなりません。適正化を図るうえでは、まず資金不足が生じない水準への見直しを進め、長期的には、繰入金に依存しない使用料水準を実現する必要があります。

2 農業集落排水事業

(1) 投資の考え方

①既存施設の機能強化

供用開始から 20 年以上経過した除堀地区については、令和元年度に機能強化工事が完了し、太田袋地区については、令和 5 年度に工事完了予定です。また、老朽化が進んでいる丸谷・神ノ木地区は、本来の能力への回復や強化のための工事を令和 8 年度から令和 9 年度にかけて予定しています。

表 6-7 機能強化事業の概算事業費

取組事業	計 画 期 間	
	前 期	後 期
機能強化事業	481,214,000 円	430,549,000 円

②公共下水道への接続

公共下水道への接続に必要な期間は原則として、着手から完了までの 4 年間で予定しており、1 年目に財産処分承認申請業務委託、2 年目に全体設計業務委託、3 年目に接続工事、4 年目に既存処理場の跡地利用工事を実施します。このうち、農業集落排水事業では、1 年目の財産処分承認申請業務委託、4 年目の既存処理場の跡地利用工事を予定しています。

前期計画期間においては、北中曽根地区の財産処分承認申請業務委託の完了後、令和 2 年度の公共下水道事業における接続工事を経て、令和 3 年度から公共下水道へ接続し、同じく令和 3 年度に跡地利用工事を完了しました。

後期計画期間では、令和 8 年度から北青柳地区及び塚田地区を公共下水道として供用開始するべく、財産処分承認申請や公共下水道接続後の跡地利用工事を実施します。さらに、同じく令和 8 年度には六万部地区の公共下水道接続に向けた財産処分承認申請業務委託を予定しています。

表 6-8 公共下水道接続事業の概算事業費

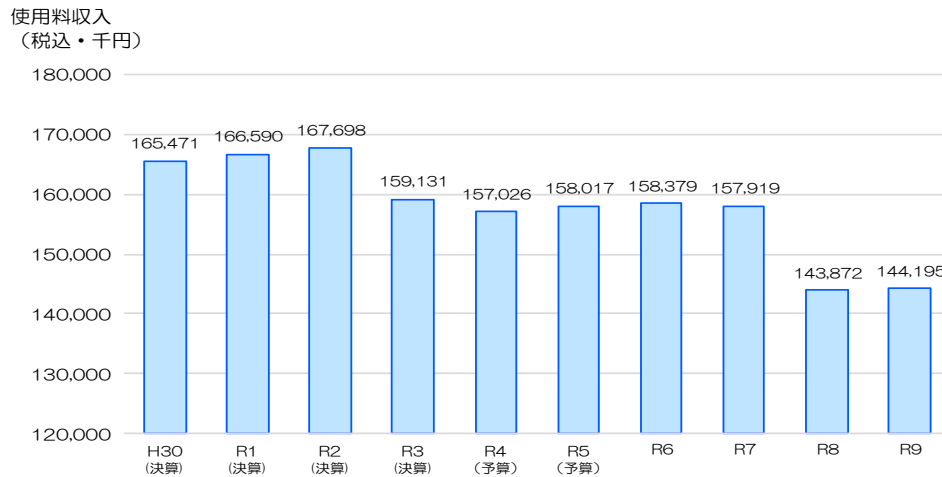
取組事業	計 画 期 間	
	前 期	後 期
公共下水道接続事業	54,760,000 円	112,000,000 円

(2) 財源の考え方

①使用料収入

将来の人口と世帯数の推計値による算定では、使用料収入は横ばい傾向で推移しますが、令和 8 年度に北青柳地区及び塚田地区を公共下水道へ接続する予定であるため、令和 8 年度から使用料収入が減少することを見込んでいます。

図 6-5 使用料収入の見込み

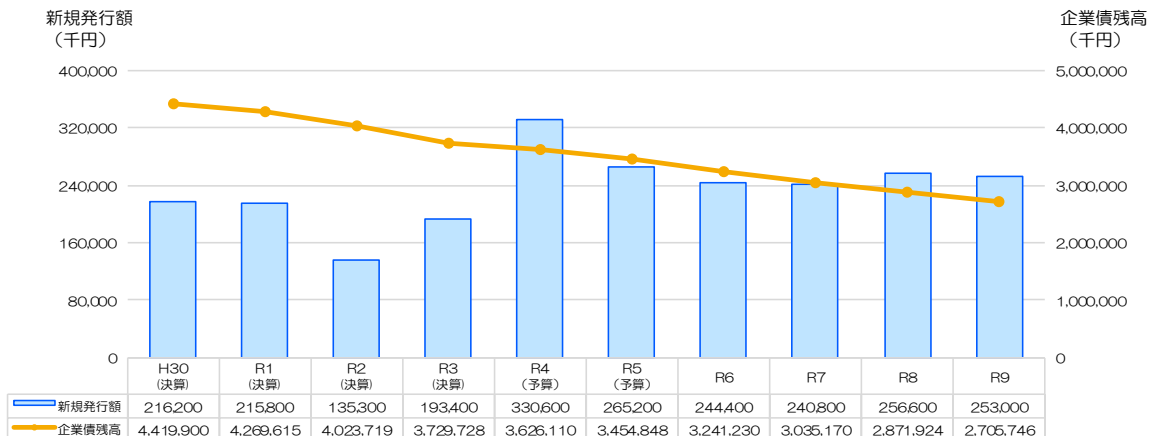


②企業債

企業債の発行は、既存施設の更新・改修などの建設改良事業のための借入と、企業債の元金償還を平準化するための資本費平準化債の借入を行います。企業債残高は、平成 30 年度の 4,419,900 千円から、令和 9 年度には 2,705,746 千円まで減少すると見込んでいます。

なお、令和 3 年度の地方公営企業法の適用前は、「企業債」を「地方債」として整理しています。

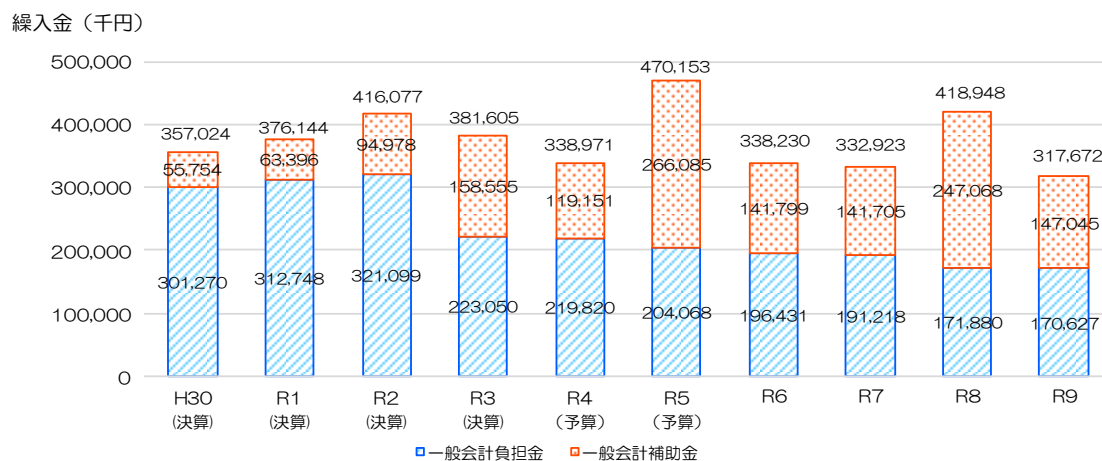
図 6-6 新規に発行する企業債と企業債残高の見込み



③一般会計繰入金

一般会計繰入金は、収支不足額を補い、収支が均衡する額を計上していますが、一般会計の財政状況や、公営企業経営の原則である独立採算の観点から、繰入金に依存しない経営を目指す必要があります。

図6-7 一般会計繰入金の見込み



(3) 投資以外の経費の考え方

①職員給与費

職員給与費は、農業集落排水事業の運営を持続していくために、これまでと同程度の職員数が必要であると考え、前期計画期間における平成30年度から令和3年度までの決算額及び令和4年度予算額の5か年の平均値を計上しています。

②維持管理費

管渠・処理場等の維持管理に係る経費で、修繕費、動力費、光熱水費、委託料等、経常的にかかる費用を、前期計画期間における平成30年度から令和3年度までの決算額及び令和4年度予算額の5か年の平均値に物価上昇率0.36%を乗じて計上しています。

なお、令和8年度に北青柳地区及び塚田地区を公共下水道へ接続する予定であるため、接続後は、当該地区の維持管理費用の削減を見込んでいます。

③減価償却費

既存施設の減価償却費に加えて、本計画期間中に更新する施設や管渠の減価償却費を計上しています。なお、耐用年数については管渠50年、処理場設備15～20年としています。

(4) 収支均衡の方向性

収支の均衡を実現するためには、一般会計繰入金を増額するか、使用料の改定を実施する必要があります。

公営企業経営の原則である独立採算の観点からは、汚水処理に要する費用は、使用料収入によって賄う必要があるため、使用料の適正化を図っていかねばなりません。適正化を図るうえでは、まず資金不足が生じない水準への見直しを進め、長期的には、繰入金に依存しない使用料水準を実現する必要があります。

3 投資・財政計画

(1) 公共下水道事業

表6-9 収益の収支

(単位:千円、税抜)

区 分		年 度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(予算)	(予算)				
収益の収入	1. 営業収益 (A)	1,680,574	1,771,467	1,703,244	1,709,905	1,697,279	1,719,528	1,712,961	1,680,465	1,683,618	1,693,369	1,692,871		
	(1) 使用料収入	1,304,162	1,305,982	1,298,606	1,301,418	1,300,006	1,300,403	1,280,735	1,276,712	1,273,666	1,284,917	1,280,475		
	(2) 受託工事収益 (B)													
	(3) その他	376,412	465,485	404,638	408,487	397,273	419,125	432,226	403,753	409,952	408,451	412,396		
	2. 営業外収益	2,100,469	1,872,131	2,057,418	2,032,477	1,965,232	1,941,983	2,089,778	1,988,699	1,953,670	1,961,667	1,910,833		
	(1) 補助金	1,117,378	822,759	980,789	963,175	881,856	852,302	1,002,825	895,853	881,775	901,652	869,860		
	他会計補助金	646,752	594,031	151,027	195,792	156,806	128,275	178,472	133,557	129,221	131,870	106,485		
	他会計負担金	470,626	228,728	829,762	767,383	725,050	724,027	824,353	762,296	752,554	769,782	763,375		
	その他補助金													
	(2) 長期前受金戻入	980,515	1,046,963	1,074,190	1,067,652	1,081,761	1,083,878	1,082,267	1,090,063	1,069,112	1,057,232	1,038,190		
	(3) その他	2,576	2,409	2,439	1,650	1,615	5,803	4,686	2,783	2,783	2,783	2,783		
	収入計 (C)	3,781,043	3,643,598	3,760,662	3,742,382	3,662,511	3,661,511	3,802,739	3,669,164	3,637,288	3,655,036	3,603,704		
	収益の支出	1. 営業費用	3,253,549	3,185,876	3,322,960	3,326,204	3,308,371	3,386,925	3,458,378	3,427,239	3,412,702	3,445,558	3,432,954	
(1) 職員給与費		101,319	107,839	99,867	101,439	96,000	92,000	90,935	97,838	97,838	97,838	97,838		
基本給		56,443	59,495	53,148	56,975	54,769	51,638	50,975	54,952	54,952	54,952	54,952		
退職給付														
その他		44,876	48,344	46,719	44,464	41,231	40,362	39,960	42,886	42,886	42,886	42,886		
(2) 経費		1,417,342	1,349,002	1,433,876	1,436,925	1,395,658	1,464,472	1,522,817	1,452,406	1,445,871	1,466,662	1,455,140		
動力費		17,507	16,789	17,709	18,310	16,197	19,167	24,509	17,698	17,679	23,879	23,761		
修繕費		28,852	29,898	27,457	32,252	35,460	53,445	41,722	35,831	35,960	37,485	37,621		
材料費														
流域維持管理負担金		1,103,237	1,054,272	1,112,811	1,077,312	1,079,918	1,136,369	1,141,078	1,130,232	1,122,117	1,123,831	1,111,383		
その他		267,746	248,043	275,899	309,051	264,083	255,491	315,508	268,645	270,115	281,467	282,375		
(3) 減価償却費		1,725,531	1,725,171	1,763,394	1,784,057	1,815,582	1,827,167	1,844,151	1,869,610	1,862,233	1,875,952	1,873,781		
(4) 資産減耗費		9,357	3,864	25,823	3,783	1,131	3,286	475	7,385	6,760	5,106	6,195		
2. 営業外費用	387,579	325,992	306,036	281,631	257,245	276,215	280,748	201,433	185,869	176,214	167,055			
(1) 支払利息	316,591	290,937	266,786	242,842	220,728	201,273	190,248	161,602	149,203	139,530	130,384			
(2) その他	70,988	35,055	39,250	38,789	36,517	74,942	90,500	39,831	36,666	36,684	36,671			
支出計 (D)	3,641,128	3,511,868	3,628,996	3,607,835	3,565,616	3,663,140	3,739,126	3,628,672	3,598,571	3,621,772	3,600,009			
経常損益 (C)-(D) (E)	139,915	131,730	131,666	134,547	96,895	△ 1,629	63,613	40,492	38,717	33,264	3,695			
特別利益 (F)	62	323	120		720	1	1	1	1	1	1			
特別損失 (G)	13,596	1,252	215	195	114	4,845	4,845	4,845	4,845	4,845	4,845			
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 13,534	△ 929	△ 95	△ 195	606	△ 4,844	△ 4,844	△ 4,844	△ 4,844	△ 4,844	△ 4,844			
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	126,381	130,801	131,571	134,352	97,501	△ 6,473	58,769	35,648	33,873	28,420	△ 1,149			

表6-10 資本的収支

(単位:千円、税込)

年 度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(予算)	(予算)				
資本的 収入	1. 企業債	1,079,900	1,394,500	1,152,900	1,330,400	1,473,700	1,850,500	1,837,700	1,831,500	1,692,700	1,303,300	1,655,100
	うち資本費平準化債	470,000	400,000	400,000	400,000	420,000	350,000	150,000	87,000	37,000		
	2. 他会計出資金											
	3. 他会計補助金	126,072	156,992	483	114,406	149,363	185,642	409,875	397,505	403,940	411,756	333,733
	4. 他会計負担金	74,461	70,726	61,264	59,472	60,220	58,696	51,002	51,526	54,690	57,803	61,471
	5. 他会計借入金											
	6. 国(都道府県)補助金	202,760	232,400	174,600	121,300	208,000	194,150	395,040	372,210	246,500	172,000	72,000
	7. 固定資産売却代金											
	8. 工事負担金	37,875	57,871	79,408	45,346	39,547	27,893	31,388	38,928	42,602	37,289	28,719
	9. その他	1,010	1,170	1,310	1,450	1,690	1,260	1,770	1,770	1,770	1,770	1,770
計 (A)	1,522,078	1,913,659	1,469,965	1,672,374	1,932,520	2,318,141	2,726,775	2,693,439	2,442,202	1,983,918	2,152,793	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
純計 (A)-(B) (C)	1,522,078	1,913,659	1,469,965	1,672,374	1,932,520	2,318,141	2,726,775	2,693,439	2,442,202	1,983,918	2,152,793	
資本的 支出	1. 建設改良費	888,638	1,343,139	961,333	949,983	1,014,459	1,412,452	1,791,190	1,825,321	1,673,530	1,271,786	1,536,293
	うち職員給与費	25,940	33,267	32,286	30,826	28,446	30,523	29,710	31,072	31,072	31,072	31,072
	2. 企業債償還金	1,470,095	1,449,745	1,471,635	1,635,882	1,793,426	1,831,075	1,810,242	1,767,312	1,675,457	1,609,008	1,539,762
	3. 他会計長期借入返還金											
	4. 他会計への支出金											
5. その他	1,440	1,610	1,390	1,410	3,450	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
計 (D)	2,360,173	2,794,494	2,434,358	2,587,275	2,811,335	3,246,527	3,604,432	3,595,633	3,351,987	2,883,794	3,079,055	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額(C)-(D) (E)	△ 838,095	△ 880,835	△ 964,393	△ 914,901	△ 878,815	△ 928,386	△ 877,657	△ 902,194	△ 909,785	△ 899,876	△ 926,262	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	696,060	688,487	764,526	722,589	697,758	777,296	762,359	786,932	799,881	823,826	840,637
	2. 利益剰余金処分量				10,976			58,769	35,648	33,873	28,420	
	3. 繰越工事資金											
	4. その他	142,035	192,348	199,867	181,336	181,057	151,090	56,529	79,614	76,031	47,630	85,625
計 (F)	838,095	880,835	964,393	914,901	878,815	928,386	877,657	902,194	909,785	899,876	926,262	
補填財源不足額 (E)-(F)												
他会計借入金残高 (G)												
企業債残高 (H)	18,996,982	18,941,737	18,623,002	18,317,520	18,074,922	18,094,347	18,121,805	18,185,993	18,203,236	17,904,243	18,019,581	

○他会計繰入金

(単位:千円、税込)

年 度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(予算)	(予算)				
収益的 収支分	うち基準内繰入金	1,492,695	1,287,506	1,383,642	1,370,789	1,278,340	1,270,876	1,434,611	1,298,659	1,290,780	1,309,156	1,281,309
	うち基準外繰入金	845,943	693,475	1,232,615	1,174,997	1,121,534	1,142,601	1,256,139	1,165,102	1,161,559	1,177,286	1,174,824
	合計	2,338,638	1,980,981	2,616,257	2,545,786	2,400,874	2,413,477	2,690,750	2,463,751	2,456,339	2,486,442	2,456,133
資本的 収支分	うち基準内繰入金	200,533	227,718	61,747	173,878	209,583	244,338	460,877	449,031	458,630	469,559	395,204
	うち基準外繰入金	74,461	70,726	61,264	59,472	60,220	58,696	51,002	51,526	54,690	57,803	61,471
	合計	274,994	298,444	123,011	233,350	269,803	303,034	511,879	500,557	503,320	527,362	456,675
合計	1,693,228	1,515,224	1,445,389	1,544,667	1,487,923	1,515,214	1,895,488	1,747,690	1,749,410	1,778,715	1,676,513	

(2) 農業集落排水事業

表6-11 収益的収支（～令和2年度）※地方公営企業法適用前

(単位:千円)

区 分		年 度				
		H29 (決算)	H30 (決算)	R1 (決算)	R2 (決算)	
収 益 的 収 支	収 入	1 総 収 益 (A)	502,972	522,800	538,610	579,054
		(1) 営 業 収 益 (B)	188,044	165,471	166,590	167,698
		ア 使 用 料 収 入	188,044	165,471	166,590	167,698
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)				
		ウ そ の 他				
		(2) 営 業 外 収 益	314,928	357,329	372,020	411,356
		ア 他 会 計 繰 入 金	314,795	352,148	371,867	411,323
	イ そ の 他	133	5,181	153	33	
	支 出	2 総 費 用 (D)	308,798	316,497	313,222	327,423
		(1) 営 業 費 用	222,424	236,513	239,914	260,791
		ア 職 員 給 与 費	14,154	13,271	12,348	13,069
		ウ ち 退 職 手 当				
		イ そ の 他	208,270	223,242	227,566	247,722
		(2) 営 業 外 費 用	86,374	79,984	73,308	66,632
ア 支 払 利 息		86,374	79,984	73,308	66,632	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息						
イ そ の 他						
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	194,174	206,303	225,388	251,631		

※令和2年度決算において、地方公営企業法の財務規定等の適用に伴い打切決算を実施しましたが、本計画では、例年と同様に決算を実施した場合の数値としています。

表6-12 資本的収支（～令和2年度）※地方公営企業法適用前

(単位:千円、税込)

区 分		年 度		H29	H30	R1	R2
				(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
資本的 収入 支出	資本的 収入	1 資本的収入 (F)		286,107	293,612	292,782	145,183
		(1) 地方債		218,400	216,200	215,800	135,300
		うち資本費平準化債		130,000	130,000	130,000	130,000
		(2) 他会計補助金		4,775	4,876	4,277	4,754
		(3) 他会計借入金					
		(4) 固定資産売却代金					
		(5) 国(都道府県)補助金		57,700	69,400	68,530	
		(6) 工事負担金		5,232	3,136	4,175	5,009
	(7) その他					120	
	資本的 支出	2 資本的支出 (G)		479,649	505,298	517,034	385,574
		(1) 建設改良費		152,708	157,237	150,949	4,378
		(2) 地方債償還金 (H)		326,941	348,061	366,085	381,196
		(3) 他会計長期借入金返還金					
		(4) 他会計への繰出金					
	(5) その他						
3 収支差引 (F)-(G) (I)		△ 193,542	△ 211,686	△ 224,252	△ 240,391		
収支再差引 (E)+(I) (J)		632	△ 5,383	1,136	11,240		
積立金 (K)							
前年度からの繰越金 (L)		18,170	18,802	13,419	14,555		
前年度繰上充用金 (M)							
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		18,802	13,419	14,555	25,795		
地方債残高 (X)		4,551,761	4,419,900	4,269,615	4,023,719		

○他会計繰入金

(単位:千円、税込)

区 分		年 度		H29	H30	R1	R2
				(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収益的 収支分			314,795	352,148	371,867	411,323	
	うち基準内繰入金		285,308	296,394	308,471	316,345	
	うち基準外繰入金		29,487	55,754	63,396	94,978	
資本的 収支分			4,775	4,876	4,277	4,754	
	うち基準内繰入金		4,775	4,876	4,277	4,754	
	うち基準外繰入金						
合 計		319,570	357,024	376,144	416,077		

※令和2年度決算において、地方公営企業法の財務規定等の適用に伴い打切決算を実施しましたが、本計画では、例年と同様に決算を実施した場合の数値としています。

表6-13 収益の収支（令和3年度～）※地方公営企業法適用後

(単位:千円、税抜)

区 分		年 度		R3 (決算)	R4 (予算)	R5 (予算)	R6	R7	R8	R9
収益の収入	1. 営業収益 (A)			144,665	142,751	143,652	143,981	143,563	130,793	131,086
	(1) 使用料収入			144,665	142,751	143,652	143,981	143,563	130,793	131,086
	(2) 受託工事収益 (B)									
	(3) その他									
	2. 営業外収益			482,029	438,958	486,817	408,958	400,387	432,159	358,463
	(1) 補助金			311,228	267,239	321,160	247,440	239,020	285,626	209,143
	他会計補助金			92,573	50,962	118,695	52,612	49,405	115,349	40,119
	他会計負担金			218,655	216,277	202,465	194,828	189,615	170,277	169,024
	その他補助金									
	(2) 長期前受金戻入			170,769	171,687	165,625	161,486	161,335	146,501	149,288
(3) その他			32	32	32	32	32	32	32	
収入計 (C)			626,694	581,709	630,469	552,939	543,950	562,952	489,549	
収益の支出	1. 営業費用			540,591	519,005	579,189	513,564	509,625	556,795	462,028
	(1) 職員給与と 基本給 退職給付 その他			13,284	11,953	14,280	12,786	12,786	12,786	12,786
	(2) 経費			218,397	194,762	263,333	205,148	201,158	270,741	170,811
	動力費			43,932	43,691	56,799	43,980	43,452	36,811	36,350
	修繕費			12,452	16,535	39,618	13,788	13,838	13,888	13,938
	材料費									
	その他			162,013	134,536	166,916	147,380	143,868	220,042	120,523
	(3) 減価償却費			308,910	308,912	293,650	295,630	295,479	271,092	276,288
	(4) 資産減耗費				3,378	7,926		202	2,176	2,143
	2. 営業外費用			61,986	61,609	65,561	41,741	36,396	34,252	27,312
	(1) 支払利息			58,190	52,388	47,871	39,402	34,178	29,387	25,451
	(2) その他			3,796	9,221	17,690	2,339	2,218	4,865	1,861
	支出計 (D)			602,577	580,614	644,750	555,305	546,021	591,047	489,340
経常損益 (C)-(D) (E)			24,117	1,095	△ 14,281	△ 2,366	△ 2,071	△ 28,095	209	
特別利益 (F)				1	1	1	1	1	1	
特別損失 (G)			11,236	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	
特別損益 (F)-(G) (H)			△ 11,236	△ 4,589	△ 4,589	△ 4,589	△ 4,589	△ 4,589	△ 4,589	
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)			12,881	△ 3,494	△ 18,870	△ 6,955	△ 6,660	△ 32,684	△ 4,380	

表6-14 資本的収支（令和3年度～）※地方公営企業法適用後

（単位：千円、税込）

区 分		年 度							
		R3 (決算)	R4 (予算)	R5 (予算)	R6	R7	R8	R9	
資本的収支	資本的収入	1. 企業債のうち資本費平準化債	193,400	330,600	265,200	244,400	240,800	256,600	253,000
		2. 他会計出資金	150,000	150,000	120,000	168,000	150,000	129,000	116,000
		3. 他会計補助金	65,982	68,189	147,390	89,187	92,300	131,719	106,926
		4. 他会計負担金	4,395	3,543	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603
		5. 他会計借入金							
		6. 国（都道府県）補助金	8,000	63,600	65,000			60,000	60,000
		7. 固定資産売却代金							
		8. 工事負担金	3,347	4,627	3,466	3,466	3,466	3,058	3,058
		9. その他	20	50	120	120	120	120	120
		計 (A)	275,144	470,609	482,779	338,776	338,289	453,100	424,707
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)								
	純計 (A)-(B) (C)	275,144	470,609	482,779	338,776	338,289	453,100	424,707	
	資本的支出	1. 建設改良費	17,138	200,217	160,149		12,000	129,000	127,000
		2. 企業債償還金	410,264	434,218	436,462	458,018	446,860	413,131	419,178
3. 他会計長期借入返還金									
4. 他会計への支出金									
5. その他			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
計 (D)	427,402	635,435	597,611	459,018	459,860	543,131	547,178		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額(C)-(D) (E)		△ 152,258	△ 164,826	△ 114,832	△ 120,242	△ 121,571	△ 90,031	△ 122,471	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	124,690	150,560	114,832	120,242	121,571	90,031	122,471	
	2. 利益剰余金処分量								
	3. 繰越工事資金								
	4. その他	27,568	14,266						
計 (F)	152,258	164,826	114,832	120,242	121,571	90,031	122,471		
補填財源不足額 (E)-(F)									
他会計借入金残高 (G)									
企業債残高 (H)		3,729,728	3,626,110	3,454,848	3,241,230	3,035,170	2,871,924	2,705,746	

○他会計繰入金

（単位：千円、税込）

区 分		年 度						
		R3 (決算)	R4 (予算)	R5 (予算)	R6	R7	R8	R9
収益的収支分	うち基準内繰入金	311,228	267,239	321,160	247,440	239,020	285,626	209,143
	うち基準外繰入金	218,655	216,277	202,465	194,828	189,615	170,277	169,024
	計	92,573	50,962	118,695	52,612	49,405	115,349	40,119
資本的収支分	うち基準内繰入金	70,377	71,732	148,993	90,790	93,903	133,322	108,529
	うち基準外繰入金	4,395	3,543	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603
	計	65,982	68,189	147,390	89,187	92,300	131,719	106,926
合 計		381,605	338,971	470,153	338,230	332,923	418,948	317,672

第7章 計画の事後検証・更新等

1 進捗管理

(1) 各年度の進捗確認・進捗状況の公表

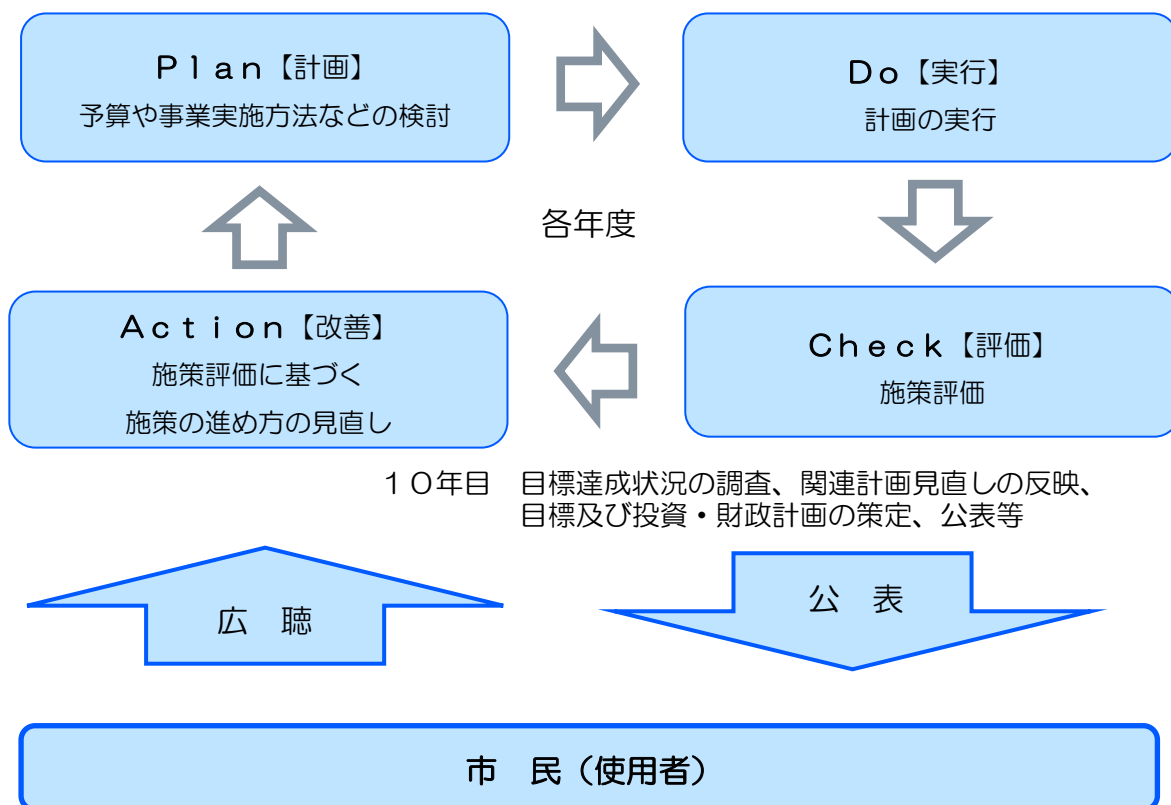
各年度の決算後に、定量目標の達成状況や事業の進捗状況の確認等を実施し、運営審議会に報告します。また、各年度の進捗確認を実施した結果、目標が達成できていない場合には、対策を検討します。

各年度の進捗状況については、ホームページで公表します。

(2) 策定

計画期間の終了前に、人口や有収水量、建設改良費の計画値と実績値の比較検証や、関連計画の見直し結果の反映作業により、次期中期経営計画（経営戦略）の策定を行います。

図7-1 計画の評価方法



(1) 下水道全般

- 下水道

雨水の排除による浸水の防除と汚水の処理による生活環境の改善及び公共用水域の水質保全のための施設。

- 公共下水道事業

主に市街地の下水を排除し、または処理するために地方公共団体が運営する事業。

- 農業集落排水事業

主に農業集落のし尿及び生活雑排水を処理するために地方公共団体が運営する事業。

- 流域下水道

2つ以上の市町村の区域にわたる広域的な下水道で、流域内の各市町村から発生する下水を効率的に集めて処理する下水道。

- 合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水を処理するための設備。

- 単独処理浄化槽

し尿のみを処理するための設備。

- 汚水管渠

汚水を流下させる管。

- 雨水管渠

雨水を流下させる管。

- 合流管渠

汚水と雨水を一緒に流下させる管。

- 下水道ストックマネジメント計画

持続可能な下水道事業の実現を目的に、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する計画。

- 農業集落排水最適整備構想

農業集落排水処理施設をより効率的に運営していくために、処理区の統合や公共下水道への接続等について検討し、今後の処理区の在り方を示した構想。

- 機能強化工事

能力が低下している農業集落排水処理施設について、本来の能力への回復や強化を図るための工事。

(2) 会計関連

- 収益的収支

企業の経営活動に伴い発生する全ての収入及び支出。

- 資本的収支

新たな施設の整備や既存施設の更新等を行うための収入及び支出。

- 企業債

地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金を、国や金融機関などから調達することによって負担する債務。

- 資本費平準化債

資本費にかかる世代間の公平性を図るため、企業債の償還年限と施設の耐用年数の相違から生じる差額を解消する企業債。

- 減価償却費

各利用年度に合理的かつ計画的に負担させるための会計上の処理または手続きにより費用とされた、固定資産の価値の減少額。

- 損益勘定留保資金

収益的収支における現金支出を伴わない費用や収益の差し引きにより、企業内部に留保される資金。

- 耐用年数

地方公営企業法施行規則別表第2などに基づき整理した、経理上における資産の使用可能年数。

- 一般会計負担金（他会計負担金）

「地方公営企業繰出金について（総務副大臣通知）」に基づき収入する一般会計からの負担金。

- 一般会計補助金（他会計補助金）

歳入不足に対する赤字補てんとして収入する一般会計からの補助金。

(3) その他

●処理区域内人口

下水道の整備完了に伴う、下水道に接続可能な区域内の人口。

●普及率

行政人口に対する処理区域内人口の割合。

《計算式》普及率（％）＝処理区域内人口÷行政区域内人口×100

●水洗化人口

処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口。

●水洗化率

処理区域内人口に対する水洗化人口の割合。

《計算式》水洗化率（％）＝水洗化人口÷処理区域内人口×100

●有収水量

下水道使用料徴収の対象となった水量。

●使用料単価

有収水量 1 m³あたりの使用料収入。

《計算式》使用料単価＝使用料収入÷有収水量

●汚水処理原価

汚水 1 m³を処理するために要した費用。

《計算式》汚水処理原価＝汚水処理経費÷有収水量

●経費回収率

汚水処理費用に対する使用料収入の割合。

《計算式》経費回収率（％）＝使用料収入÷汚水処理費用×100

●整備率

事業計画に定めた整備予定面積に対する下水道整備済面積の割合。

《計算式》整備率（％）＝処理区域面積÷事業計画区域面積×100

●PPP（Public Private Partnership：パブリック・プライベート・パートナーシップ）

民間資金や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法。



久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）

（計画期間 平成30年度～令和9年度）

発行・編集 久喜市上下水道部 上下水道経営課・下水道施設課

所在地 〒340-0295 埼玉県久喜市鷺宮6丁目1番1号

電話 0480-58-1111（代）

FAX 0480-59-7008

Eメール jogesuidokeiei@city.kuki.lg.jp

平成30年6月（策定）

令和5年3月（改定）